

中世二神氏の様相

萬井 良大

MANNY Yoshitiro

The Aspect of the Futagami's Ie in a Medieval Period

【要旨】

本稿では中世二神氏について、その全体像を出来る限り明らかにしつつ、その性格について考察した。全体像の復元にあたっては、まず二神文書の性格について分析し、また二神文書に限らず広くさまざまな史料を取り上げた。

これにより二神文書の中心となる「二神司朗家文書」「片山二神家文書」には、多くの収集文書が混在していると見て、史料群としての性格を明らかにした。また二神氏の前身とされる長門国豊田氏や、戦国時代以前の二神氏の活動について、断片的に残る史料から復元を試みた。

豊田氏の忽那諸島で活動するようになる契機については、豊田・二神両氏とも関係の深い宇佐八幡宮との結びつきが背景にあるのではないかと推測した。ただし長門豊田氏が二神島に来る以前より同島には二神家が存在し、黒子氏・多井氏などが二神氏を名乗っていたと考えられる。

中世後期の二神氏は風早郡粟井郷の豪族である贄氏と何度も縁戚関係を結んでおり、二神氏が粟井郷に進出していく背景に、こうした縁戚関係があったものと思われる。また河野予州家との関係の背景にも贄氏が存在があったと推測した。

こうした贄氏との関係や、二神氏と宇佐八幡宮との関係から、二神氏が神人・供御人の系譜であった可能性を示唆し、宇佐八幡宮と防予諸島との関係や、粟井郷の贄氏の様相などについて研究を深めていくことで、こうした二神氏の性格を明らかにしていけるのではないかと結論づけた。

〔キーワード〕 神人・供御人・贄氏・縁戚関係

序章 はじめに

中世における二神氏について、「二神司朗家文書」のようなまとまった史料群が残されているにも関わらず、その情報は断片的であり全体像が掴みづらい。その大きな理由として、まずは史料群としての性格が把握されていないこと、もうひとつは系図が史料批判なく安易に参照されていることが挙げられる。本稿では中世二神家について、その全体像を出来る限り明らかにしその性格について考察した。全体像の復元にあたっては、「二神司朗家文書」「片山二神家文書」などの二神文書に限らず、伊予に伝わる広くさまざまな史料を取り上げた。¹⁾

さて本論に入る前に、二神氏に関する基本情報について整理しておきたい。二神氏は愛媛県松山市にある二神島を名字の地とする一族で、中世を通じていくつかに分派して伊予の各地に広がり、近世になるにおよび愛媛県中予地方を中心とする各地の庄屋などになっている。なかでも中世史料が残っていた家として、近世に風早郡二神村の庄屋だった二神村二神家（二神司朗家²⁾）、風早郡柳原の郷士となった柳原二神家³⁾、風早郡片山村を知行地として松山藩に仕官した片山二神家、忽那島の吉木村に居を構える吉木二神家、また県外には豊後竹田にあった豊後竹田二神家などがある。

なかでも二神村二神家に所蔵されていた「二神司朗家文書」がもっともボリュームが大きく、現在は日本常民文化研究所が所蔵している。その中世史料の翻刻はすべて『二神司朗家文書・中世文書・系図編』（以下、『中世文書・系図編』）に収録されている。「二神司朗家文書」の中世史料は四つの卷子にまとめられており、そのうちの一・二巻は「自河野家感状并諸書附」と題され、所領の安堵状や書状を中心とするものである。また三・四巻については、二神島の行政に関する文書群である。

「片山二神家文書」は松山空襲によって残念ながら現物を残していない。

い。しかし幸いにも戦前に東大史料編纂所や伊予史談会によって写しが取られていたため、その内容については現在も確認することができる。⁴⁾ 中世史料の翻刻のほとんどが、『愛媛県史 資料編 古代・中世』『伊予史料集成 第五巻』『中島町誌史料集 改訂版』などにおいて見ることが出来るものの、これらに未収録の文書もある。そのなかには、あきらかに中世史料と思われる文書が一点ある。次の史料1がそれである。

【史料1】

二神家督職之儀被還補事

右、早任先例之旨、進退領掌不可有相違之状、如件、

年号月日

通宣

二神孫右衛門殿

其外宅並衆中

孫右衛門は天文期にみられる人物で、宅並衆中（二神衆中）も天文末期以降にみられることから、天文末期のものと思われる。

さて、柳原二神家は系譜的には片山二神家と近く、片山二神家は近世初頭に柳原二神家より分出した家である。「柳原二神家文書」は、明治の頃に柳原二神氏から他家へ養子に出た西岡種憲氏が所持していた。現在のところ現物は不明になっているが、昭和十三年に景浦稚桃が筆写したものが、伊予史談会と畑中二神家に伝わっている。⁵⁾ その内訳は中世文書四通に近世文書が一通、そして系図類が三点である。この三点の系図については、『中世文書・系図編』の系図解題を参照されたい。文書五点の翻刻は、福川一徳の「伊予二神氏と二神文書」に紹介されている。⁶⁾ 吉木二神家は中世に忽那島西浦の寺社領を知行し、かつ津和地島物申職に補任されていた溝田家へ養子に入ったのち、「二神」姓を名乗った家であるため、「吉木二神家文書」の中世文書はすべて溝田家の相伝文

書である。そのため中世の二神氏との直接の関係はないが、中世後期における二神島周辺の様相を窺い知ることができる史料である。同文書は現存していないが、東大史料編纂所や伊予史談会が写しを作成しており、『中島町誌史料集改訂版』に翻刻が収められている。

豊後竹田二神家は、「二神司朗家文書」にもみられる二神修理進の子孫の家である。修理進は織豊期に来島村上家に仕えていたが、関ヶ原の戦いにおいて来島家が一度改易になったことから、伊予松前城主の加藤嘉明に仕えていた。その後、子孫は筑前黒田家に仕えたのち、豊後森で再興された久留島家（来島村上家）に再び仕えていたが、元禄二年（一六八九）に召し放ちとなって、豊後竹田へ居を移した。その後、絶家となったため、縁故のあった林家に相伝文書は引き取られた。それらは「林四郎家文書」と呼ばれているが、まだ翻刻はされていない。

以後、「二神司朗家文書」「片山二神家文書」「柳原二神家文書」を総称して二神文書とし、文書番号については、「二神司朗家文書」は『中世文書・系図編』のものを、「片山二神家文書」については『愛媛県史資料編 古代・中世』（以下『県史』）のものを、「柳原二神家文書」については福川論文のものを使用する。またその表記は「二神司朗家文書」を「卷子〇—〇」（ただし中世史料以外は『二神司朗家文書目録』に従った文書番号を付す）、「柳原二神家文書」を「柳〇号」と表記し、「片山二神家文書」は他の『県史』収集文書と同様に「県史〇号」と表記する。

第二章 中世前期の二神島と長門豊田氏

第一節 中世前期の二神島

二神氏の由来を記したものに「二神某ノ口上書」と呼ばれる史料がある。この「二神某ノ口上書」は菅菊太郎「二神島の研究」(『伊予史談』七二号、一九三三年)に「二神文書」として引用されているが、原文書の行方は不明である。「二神司朗家文書」には見られないことから、お

そらく「片山二神家文書」だったのではないかと思われる⁸⁾。その全文は以下のとおりである。

【史料2】

二神先祖の義ハ、河野家の子ニテハ無御座候、元來長門国豊田ノ何某ト申者ノ子孫ニ而御座候、豊田ノ家相続可仕子無御座候付、糎子ヲ仕、其後実子出来申候、成人仕候而後、惣領職之義ヲ申戦互ニ取別、弓矢ニ罷成候、従其豊田之家破彼方此方牢人仕、今御領分之内二神嶋ト申所江流寄、少之間居住仕候、折節河野 御綸旨ヲ請、西国江被罷下候刻、幸ニ候条、今度豊田一門之者共可被召具ニ付而、河野供仕罷下り候、其陣河野利運ニ罷成、豊田一門も仕合能飯陣仕、自其河野家ニ罷在候、其時迄ハ豊田ト申候得共、二神嶋より河野家江参候故、従其二神ト名乗申由申伝候、則豊田之系図今ニ御座候、河野家ニ而も山城之二門三門預り居申候、風早郡之内澤並と申城ニハ私祖父信濃ト申者預居申候。同郡之内高之山ト申城ニハ私親長門預り居申候、同郡之内鹿嶋ト申海中之城ニハ私叔父二神豊前ト申者預り居申候、右之通当国ノ年寄タル者共存知可申候。

これによると長門豊田氏のあいだで惣領職をめぐる内紛が起り、敗れた側が二神島に移住して二神氏になったとする。ただしこれはフィクションである可能性が高く、そのまま信用するわけにはいかない。そこでこの章では中世前期における二神島の様相と、同じく中世前期における長門豊田氏について分析し、豊田氏がいつごろから二神島を拠点に活動するの考察したい。

さて、二神島は中世において忽那七島のひとつであったとされている。忽那七島とは防予諸島のうち、愛媛県松山市に属する中島（忽那島）・睦月島・野忽那島・怒和島・津和地島・二神島と、山口県岩国市

に属する柱島の七つの島を指しており、忽那氏によって開発されたと思われる。忽那氏とは忽那島を本貫とする武士であり、治承・寿永の乱においていち早く源氏に味方したことから本領を安堵され、忽那庄の地頭に補任されている。伊予国における数少ない本領安堵の地頭のひとつである。

「忽那嶋開発記」や「忽那氏系図」などによれば、二神島は「松島」と呼ばれて忽那氏の一流が一分地頭として知行していたとしている。しかしこのことについては石野弥栄によって疑義が持たれている。石野は根拠として、近世に成立した上記の「忽那嶋開発記」や「忽那氏系図」以外の、特に中世文書に「忽那七島」の概念を見ることができないことと、また忽那七島のひとつとされている津和地島が周防国であったことが『吾妻鏡』建久元年四月十九日条から確認できることなどから、「忽那七島」という概念は近世に創作された虚構だったのではないかとしている。

しかし実際には「忽那七島」の語はすでに戦国初期には確認することができるため、近世に創作された虚構とまでは言うことができないが、確かに柱島や津和地島が周防国であったことから、忽那七島のすべてが忽那氏によって開発されたわけではないことは間違いない。南北朝期において忽那氏は南朝方の有力武将として活躍しており、一時的にも忽那七島とされる島々を掌握していたのではないだろうか。そのことから逆に「忽那七島」が忽那氏によって開発されたという言説が流布するようになったものと思われる。

では鎌倉時代における二神島は忽那氏によって開発されたのだろうか。二神島安養寺に伝わっている「大般若経」巻三五九の奥書には、「願主沙弥法善／於伊予国二神嶋浦御堂之写了」とある。この沙弥法善は「大般若経」巻三五六・三五八にもみられ、元徳二年（一三三〇）の年紀が書かれている。このことから二神島が鎌倉時代末期においても

「伊予国」であったこと、そして忽那庄には所属していなかったことが確認できる。なぜなら、もし二神島が忽那庄であるなら、「伊予国忽那庄二神島」と書かれるはずだからである。庄園名などの記載がないことから、国衙領か守護領だったのではないだろうか。

中世前期における二神島の様相を知る手がかりとして、大向（屋号）の黒子家という家が挙げられる。二神島における有力な家のひとつで、二神島を開発したとされる「六ヶ家（六軒株）」のうちのひとつとされている。この黒子家の墓地は当島の旧二神小学校跡地の脇にあり、二十基ほどの墓石が並んでいる。これらは島中の墓石のなかでも古いものが多く、最古のものでは十七世紀半ばまで遡る。これら墓石群のなかにひとつに、「貞享二年（二六八五）二神勘右衛門 孝子」と碑面に刻まれた花崗岩製のものがある。

この二神勘右衛門という人物は、「二神家末家之次第」にある勘右衛門家の初代当主と考えられる。若干数伝わっている『黒子久光家文書』では、現存六 points の近世文書のうち半数が享保年中の「伝左衛門」関係のものであるが、「二神家末家之次第」においても、初代二神勘右衛門の四代あとに「伝左衛門」という人物がいる。この伝左衛門の養子に二神新四郎種永九男が入っていることから、伝左衛門は種永とほぼ同世代と思われる。享保年中の伝左衛門と同一人物と考えられる。このことから黒子家が二神勘右衛門家であることは間違いないだろう。

そして、この「二神家末家之次第」によると、この勘右衛門家は「口伝ニ曰往古此家二神嶋ニ古ク住居スル処、二神藤十郎種家、豫州ニワタリ河野家ニソクシテ所々知行スル中ニモ二神嶋ヲ住所トスル故、種家ニ随テ後、追々一家ト成テ供ニ二神ヲ名ノルカ、必シモソマツノ家ニハ無之」とある。つまり長門国豊田氏の二神島来島以前より、当島に居住していたことが確認される。

現在、黒子という名字はほとんど関東に集中しており、なかでも栃木

県に圧倒的に多く見られる。前章において鎌倉時代の二神島を国衙領か守護領と推測したが、当該期における守護が下野国の宇都宮氏であることから、当島は守護領であった可能性も考えられ、黒子氏は宇都宮氏とともに当島に来島したという推測も成り立つのではないだろうか。時代が大きく異なるため、あまり参考にならないが、「宇都宮家旧臣姓名書」(宇都宮公則氏所蔵文書)によって、宇都宮氏の旧臣に黒子氏がいたことが確認される⁽¹⁷⁾。

「二神家末家之次第」では後から入ってきた豊田氏に、もともと当島にいた勘右衛門家が従い、豊田氏の一家となって「二神」を名乗ったとする。先住の黒子家がそれまで「二神」を名乗らず、後から来た者が「二神」を名乗り、それを先住の者にも名乗らせるといふのはいかにも不自然である。むしろ黒子家もともと「二神」を名乗っており、のちに職の相伝を通じて豊田氏が「二神」を名乗るようになったと考えるほうが自然である。

ただし鎌倉時代に二神島を支配していたと思われる黒子家から、直接、豊田氏に職を相伝したというわけではなかったようである。二神島の鎮守二神島八幡宮(現・宇佐八幡神社)に奉納され、島の安養寺に伝わる「大般若経」巻二〇の奥書には、「于時永享三年^{生年}亥卯月一日 阿順^{廿三歳} / 与州風早之郡二神之島八幡宮之御通物也 / 大願主多□井家経」とある。この「多□井家経」という人物は、例えば巻二〇〇奥書などでは「二神長門守藤原家経」とあることから、永享三年(一四三一)の段階では、まだ豊田二神家は成立しておらず、多□井二神家だったということだろう。次節では鎌倉時代における豊田氏について分析を行う。

第二節 中世前期の豊田氏

長門豊田氏が文献資料上見られるようになるのは、「陽明文庫所蔵兵範記仁安二年夏巻紙背文書」にある仁安二年(一一六七)正月廿一日の

太政官符案である⁽¹⁸⁾。そこには「管豊田郡大領正二位藤原朝臣種弘」とある。郡司の一等官である大領で正二位というのは考えられないが、出処からして偽文書とは考えられず、書き間違えたのだろう。そのため紙背文書として残ったと考えられる。この豊田種弘は「豊田藤原氏子孫系図次第」に見られる人物である。

また種弘は、平氏が滅亡したのち、山城介久兼によって追捕権乱用を訴えられ、幕府から長門国守護佐々木高綱宛に種弘を召し進らせて、事情を聞くよう命じている。佐々木高綱が長門国守護であったのは、文治二年(一一八六)以降のことであり、山城介久兼は文治五年(一一八九)以降、史料上見られなくなることから、文治二年〜五年のあいだのことと考えられる。追捕にかこつけて押領したのだろうか、詳しい事情は不明である。

鎌倉幕府政権下では、ほとんどの西国武士が非地頭御家人であった。特に長門国は平家の知行国であり、平家政権の最後の地であることから、平氏の影響力のきわめて強かった地域であり、豊田氏も地頭になることはなかったのではないかと思われる。そのため豊田氏は権門のひとつである宇佐八幡宮と結びついていったようである。豊田種弘とその子種隆は宇佐八幡宮より八幡神を郡内に次々と勧請し、西八幡宮・島戸八幡宮⁽¹⁹⁾・八道八幡宮などを創建した。

そのことを傍証するように、宇佐八幡宮弥勒寺領の豊前国宇佐郡向野庄に長門豊田氏を出自とする家が知行地を得ていたことが確認される。その家伝⁽²⁰⁾によれば、南北朝期、貞治の頃(一三六二〜一三六七)に讒言を得て、本国長門国を逃れ、昵懇であった豊前国宇佐八幡宮の大宮司を頼り、同社に滞在したという。その後、豊田大炊介清兼のときに、豊後国守護大友親世によって、宇佐郡向野庄に知行地を宛行われたとする。家伝では大友家によって知行地を宛行われたとしているが、同じく家伝所収の延徳元年(一四八九)十一月廿四日宗継跡目安堵状によると、

宗継という人物が豊田太郎次郎宗治に、弥勒寺領向野庄西屋敷名（現・大分県宇佐市大字西屋敷）を先代の跡として知行することを安堵している。宗継というのは、宇佐八幡宮弥勒寺の寺務・時枝宗継と思われる。すると補任権を持っていたのは弥勒寺であり、所領は大友家からではなく、宇佐八幡宮より与えられていたということになるだろう。長門国から豊前国へと移住した経緯などについては、どこまで信用できるか大いに疑問ではあるが、長門豊田氏が宇佐八幡宮と深い関係にあり、その縁から知行地を得たことは間違いないだろう。

また同家伝には豊後国山香庄日野地名（大分県杵築市山香町大字向野日野地）に住む豊田氏があり、婚姻関係にあったという。国境をまたいでいるものの、向野庄と隣接したところにあり、同じ宇佐八幡宮弥勒寺領である。

ほかにも長門豊田氏と八幡との関係を示唆するものとして、愛媛県西条市丹原町にある綾延八幡神社がある。この神社の神主は代々豊田氏が務めてきたが、家の伝承として長門豊田氏の流れであるという。²³

ところで忽那諸島には八幡社の多い地域である。現存するものだけでも、中島本島（忽那島）の大浦八幡神社（中島町大浦）、宇佐八幡神社（中島町熊田）、若宮八幡神社（中島町宮浦）、八幡神社（津和地島）、宇佐八幡神社（二神島）、当田八幡神社（睦月島）、宇佐八幡神社（野忽那島）などがある。「吉木二神家文書」には南北朝期に忽那諸島内の宇佐八幡社の運営に豊田氏が何らかの関わりを持っていたことを示す史料が残されている。それが天授六年（一三八〇）の豊田氏・泊氏連署書状である。

【史料3】

当社者金輪勅印 二神匱

鳴者忽那開基処

宇佐八幡宮出流恒例之神事祭祀之祠官参勤時、二仏祈念鳴中安全

諸旦那長久可為者也、

天授六^{庚申}年九月十四日

豊田道□源□

家 □（花押）

神主 泊 新左衛門

家 次（花押）

物申溝田中務大夫殿へ

この史料については以前、二神島における宇佐八幡社に関するものと解釈したことがある。しかし伊予史談会に残されている影写本で確認すると、『中島町誌』の翻刻とは大きな差が見られた。まず『町誌』の翻刻で「参勤時ニ、仏祈念」となっていたところは、「参勤時、二仏祈念」であることが確認される。最初の行も『町誌』では「勅印」と「二神□」のあいだが広く取られているが、影写本ではそれほど広くはなく、先ほどの「二仏」を踏まえると「二神」は「ふたがみ」ではなく二柱の神のことであり、「勅印」と「二神」のあいだは闕字と考えられる。また「二神□」の部分は影写本では「也」ではないかと推定されており、冒頭の「当社者金輪勅印 二神匱」は「天皇の勅印を得た二柱の神である」を意味する。つまりこの史料における宇佐八幡宮は、二神島の宇佐八幡神社とは断定できないことになる。

とはいえ「鳴者忽那開基処」とあることから、忽那諸島内にある八幡社であることは間違いないだろう。一番、可能性が高いのは中島本島にある大浦八幡宮ではないだろうか。いずれにしても豊田氏が宇佐八幡宮との関わりから、忽那諸島において活動していたということになるだろう。しかし差出人である豊田家□と泊新左衛門家次の花押の形は近世のものであり、ある時期に写しとして作成され、その際に花押を書き加え

た可能性が高い。文章や内容からは偽文書²⁶と考えられないため、この時期における豊田氏の存在を疑う必要はないだろう。ただ、この豊田家□と長門豊田氏との関係は不明である²⁷。

一方で二神島の鎮守が宇佐八幡神社であり、のちに二神氏の拠点となる宅並城の北側²⁸にも粟井郷の鎮守として宇佐八幡神社（松山市磯河内）がある。また天文十四年（一五四五）には、河野弾正少弼通直から二神左衛門尉へ大浦八幡宮神主職が宛行われている（卷子一―一六）。僅かな史料しか残っていないため推測でしかないが、長門豊田氏は鎌倉幕府成立のち宇佐八幡宮との関係を深めていき、宇佐八幡宮との関係から、あるいは八幡神に仕える者として、忽那諸島へ八幡神社を勧請しつつ進出し二神氏となったと言えるかもしれない。また二神氏の惣領家が代々名乗っている官途が「豊前守」であることも、豊前国と二神家とのあいだに深い関係があったことを推測させる。

さて十四世紀になると、長門豊田氏も激動の渦に巻き込まれている。正慶元年／元弘二年（一三三三）に流罪となっていた後醍醐天皇が隠岐島を脱出し、倒幕の兵を起した。当時の見聞記である「正慶乱離志」から、長門豊田氏が長門探題金沢時直の軍勢の中核を成していたことが窺える。

鎌倉幕府滅亡後の動向は不明であるが、豊田種治宛に建武四年（一三三七）八月二日付の足利尊氏袖判下文²⁹が残っていることから、足利尊氏の建武政権からの離反以降、豊田種治は北朝方として活動したのだろう。新田義貞が拠っていた越前国金ヶ崎が落とされた約五ヶ月後に、越前国主計保半分を宛行われているため、金ヶ崎城攻めに参加していたのかもしれない。

貞和五年（一三四九）に足利尊氏の実子で、足利直義の養子であった足利直冬が長門探題に任ぜられて西下するが、おそらくこのとき豊田種治は直冬に仕えるようになったと考えられる。貞和七年（一三五二）に

は、直冬の意を奉じて奉書³¹を発給していることから、この頃には直冬政権の中枢にいたということだろう。また「二神司朗家文書」所収の「豊田藤原氏子孫系図次第」によれば、豊田種治の子息は直種・種冬であり、二人とも直冬からの偏諱であったと思われる。

直冬は長門探題となった直後に、尊氏によって中国地方を追われ、しばらく九州で活動するが、やがて九州でも拠点を失い、長門国の豊田城に逃げ込んだ。ここで態勢を立て直して上洛することになるが、この豊田城が豊田氏の拠点だったことは間違いないだろう。直冬と豊田氏との関係の密接さを窺わせる。

ところで貞和六年（一三五〇）七月以降、たびたび足利直冬より軍忠状を給わっている忽那義範³²も、長門豊田氏と同じく直冬の軍勢の一角を担っていたことが窺える。こうした関係から長門豊田氏と忽那氏とが結びつき、長門豊田氏の忽那諸島への進出につながったのかもしれない。先述の宇佐八幡宮との関係とは異なるルートとなるが、どちらかの可能性を排除するものではないだろう。

第三章 諸史料群の性格と二神家諸家

第一節 「二神司朗家文書」卷子一・二と弥五郎家

この章では二神氏研究において重要な史料群である「二神司朗家文書」と「片山二神家文書」の特徴を分析し、史料群としての性格について考察する。つまり二神文書には相伝文書だけでなく、後世の収集文書が混ざっており、このことが二神氏研究を混乱させていると思われる。そこで上記二つの史料群について、相伝文書か収集文書かを分別し、どのような家が史料群を相伝してきたのか考察していく。

「二神司朗家文書」における中世文書は、四つの卷子にまとめられている³³。そのうち卷子一・二は所領に関する証文や書状などが中心であり、卷子三・四は島の行政に関わる文書が中心になっている。そして巻

子にまとめられたもののほかに、後世の写しと思われる建武二年（一三三七）の足利尊氏袖判下文案がある。まず卷子一・二について見ていくと、所領に関するものとしては粟井郷安岡・友兼・宮崎の三ヶ所がある時期まで相伝されていたことが確認される。

この三つの所領は、文明十一年（一四七九）に河野教通より二神四郎左衛門が初めて宛行われたものである。この時期は中央での応仁・文明の乱が終息し、伊予では守護家である河野家が惣領家と予州家の二家に分かれ、伊予国内においての主導権を握るため対立していた時期である。最終的に勝利する惣領家の河野教通より宛行われていることから、二神四郎左衛門が惣領家に与していたことが窺える。

二神四郎左衛門に与えられたこれらの所領は、約四十年後の永正十七年（一五二〇）に二神藤二郎が相伝し、当時の伊予国守護であった河野弾正少弼通直より安堵されている。また藤二郎はその後、通直より左馬助の官途状を賜っている。同所領は次に二神弥五郎に相伝され、弥五郎は翌々年に河野弾正少弼通直により兵庫助の官途状が与えられている。この弥五郎（兵庫助）は藤二郎（左馬助）を「親父」としているため（卷子一―一九）、藤二郎の嫡子ということになる。この頃、河野晴通と河野通直との対立の影響を受けて、一時的に三所領は没収されていたようであるが、天文十四年（一五四五）には復権した河野通直より、所領を還補されている。しかしその後、粟井の三所領の相伝に関わる史料は見られなくなる。おそらく別の家が相伝していくことになったと考えられる。

粟井の所領は相伝所領から見られなくなるものの、永禄六年（一五六三）に二人目の二神弥五郎が河野通直より左馬助の官途を与えられている。この二代目弥五郎が二神兵庫助（初代弥五郎）の跡を継いだのだろう。この二代目弥五郎の実名は種康だったことが、当人の書状によって確認される。次に天正八年（一五八〇）には二神相生が弥五郎の仮名を

与えられている。また、この四年後の天正十二年（一五八四）には二神亀松が新四郎の仮名を与えられており、この人物が二神村二神家の祖と位置づけられている新四郎家種だったと思われる。元服が四年違いであるため、おそらく三代目弥五郎の弟にあたるのだろう。この二神藤二郎から三人の弥五郎を経て新四郎家種へと続く家を、その代々名乗る仮名から弥五郎家と呼ぶこととする。

卷子一・二に収められている四一点の史料について、宛所からその内訳を見てみると、約半分の二一点は藤二郎と新四郎宛ての史料である。このことから、「二神司朗家文書」は弥五郎家の相伝文書を中心とする史料群であるといえる。それ以外の宛所では、二神四郎左衛門宛河野教通宛行状（卷子一―二）が弥五郎家が相伝していく粟井の三所領の宛行状であることから、これも弥五郎家の相伝史料に入れられる。二神左衛門尉宛河野通直（弾正少弼）宛行状（卷子一―一六）は、同じ天文十四年（一五四五）六月十六日付の卷子一―一七の二神兵庫助宛河野通直（弾正少弼）宛行状と関連すると思われる、これも相伝史料に入れられる。そして二神源三郎宛の文書が二通（卷子一―一八・卷子二―一）見られるが、これも天文二十一年（一五五二）十一月二十四日に二神兵庫助が「二神源三郎分」（卷子二―三）を宛行われているために伝わったと考えられる。

また御坊宛二神修理進書状（卷子一―一三）・久甫宛宗仲庵書状（卷子二―一三）や宛所のない「河野通直年忌覚書」（卷子二―一五）、「戸田勝隆検地条目」（卷子二―一六）も、特に不審な点もなく、また後世に写しを取ってくるような内容とも思われないことから、この二点も相伝史料と見られる。

対して、残り二点のうち二神修理進宛河野氏奉行入連署奉書案（卷子二―一六）・二神藤左衛門尉宛河野教通安堵状（卷子二―一七）・二神左衛門尉宛河野通直（左京大夫）安堵状（卷子二―一七）・河野牛福

中世二神氏の様相

表1 「二神司朗家文書」目録

文書番号	和暦	西暦	月日	表題	宛所	内容	類似	収集
卷子02-04	永祿06	1563	1月18日	河野通宣(左京大夫)官途書出	二神弥五郎殿	官途(左馬助)の書出		
卷子02-03	天文21	1552	11月24日	河野通直(彈正少弼)宛行状	二神兵庫助殿	二神源三郎分の宛行		○
卷子02-02			10月20日	河野通宣(左京大夫)書状	二神孫右衛門殿其外衆中	軍勢の差し遣わせる命令		
卷子02-01	天文21	1552	11月18日	河野通宣(左京大夫)宛行状	二神源三郎殿	久枝郷の内友近名の宛行		
卷子01-21			7月1日	河野通直(彈正少弼)書状	二神兵庫助殿	一所について二神豊前守との協議の命令		
卷子01-20			8月24日	河野通直(牛福)母永寿書状	二かミさまの介との・同しゆりとの	屋代島久我村年貢取り立ての依頼		
卷子01-19	天文20	1551	2月28日	河野通直(彈正少弼)安堵状	二神兵庫助殿	二神島作職の安堵		
卷子01-18	天文16	1547	3月18日	河野通直(彈正少弼)宛行状	二神源三郎殿	和氣郡一部の内一町の宛行		
卷子01-17	天文14	1545	6月16日	河野通直(彈正少弼)宛行状	二神兵庫助殿	粟井庄内安岡分・宮前分・友包分の還補		
卷子01-16	天文14	1545	6月16日	河野通直(彈正少弼)宛行状	二神左衛門尉殿	忽那八幡宮神主職の宛行		
卷子01-15			8月21日	河野氏奉行人連署奉書	二神弥五郎殿	没収地二神和泉守跡の配分について		○
卷子01-14	(永祿11)	1568	10月4日	(足利義榮)御内書写	河野左京大夫とのへ	上洛の催促		
卷子01-13			3月2日	二神修理進書状	御坊殿	御坊殿への返信		
卷子01-12		1567	8月27日	村上通康書状	二神藤「左」衛門尉殿	当番出仕の件についての催促		○
卷子01-11				河野通直(彈正少弼)官途状	二神藤次郎殿	官途(左馬助)の書出		
卷子01-10			4月17日	河野通直(彈正少弼)書状	二神藤二郎殿	柳原与三左衛門跡について		
卷子01-09			2月10日	河野通直(彈正少弼)感状	二神「藤」二郎殿・二神「藤」左衛門殿	大通寺納所・小舟の用意について		
卷子01-08	天文14	1545	2月28日	河野通直(彈正少弼)宛行状	二神兵庫助殿	松末和泉守知行分(河原分)の宛行		
卷子01-07	天文13	1544	11月16日	河野通直(彈正少弼)官途状	二神弥五郎殿	官途(兵庫助)の書出		
卷子01-06	天文11	1542	3月28日	河野晴通安堵状	二神弥五郎殿	安岡分・宮前分・友包入地の安堵		
卷子01-05	永正17	1520	10月26日	河野通直(彈正少弼)安堵状	二神藤二郎殿	粟井安岡名・同友兼名・宮崎分の安堵		○
卷子01-04	文明18	1486	3月26日	重見通昭安堵状	二神式部承殿	二神道全入道跡目惣領職の安堵		○
卷子01-03			10月9日	平岡房世書状	二神式部承殿	当嶋公事に関する書状		○
卷子01-02	文明13	1481	8月3日	高山通貞請取状	二神左衛門四郎殿	風早郡内御手作分反銭の請取		○
卷子01-01	文明11	1479	12月13日	河野通直(教通)宛行状	二神四郎左衛門尉殿	粟井安岡名・同友兼名・宮崎分の宛行		

文書番号	和暦	西暦	月日	表題	宛所	内容	類似	収集
卷子04 03	永禄12		9月吉日	明見社・巖嶋社神事供物注文				
卷子04 02	永禄01		10月吉日	夏年貢等注文				
卷子04 01				年貢銭・夫銭等注文				
卷子03 06				手作分田数之事				
卷子03 05				安養寺寺領等注文・家子衆田畠注文				
卷子03 04	永禄06		8月吉日	種長書状写	二神亀寿殿兄弟中	年貢・夫銭・成箇の徴収について		
卷子03 03	永禄02		11月吉日	二神嶋夏麦年貢納帳・夏年貢渡帳				
卷子03 02	永禄02		8月吉日	二神嶋成物・節料等注文				
卷子03 01	(永禄02)		8月6日	二神嶋夫銭・年貢銭等注文				
卷子02 18	慶長18	1613	3月5日	足立半右衛門(重信)書状写	二神村新四郎とのへ	二神島・由利島の樹木伐採の禁止		
卷子02 17	天正15	1587	8月18日	佐藤兵吉・多鳥久七連署書状	しゆりとの・弥五郎殿	年貢納入について		
卷子02 16	天正15	1587	7月14日	戸田勝隆檢地条目		檢地条目		
卷子02 15				河野通直(牛福)年忌覚書		年忌法要の覚書		
卷子02 14	(文禄中)		1月10日	高左馬通同・今四幸実連署書状	(来島)助兵衛(通総)殿	大坂表や国元が無事であることについて		○
卷子02 13			10月28日	宗仲庵(四郎八郎)書状	休甫(久甫)様	休甫様への返信		○
卷子02 12			7月10日	村上武吉書状		昨日の不参などについて		
卷子02 11			3月28日	二神種康(左馬助)書状	(二神)弥五郎殿	子息弥五郎への御番の心構えについて		
卷子02 10	天正12	1584	4月14日	河野通直(牛福)仮名書出	二神亀松殿	仮名(新四郎)の書出		
卷子02 09	天正08	1580	1月25日	河野通直(牛福)仮名書出	二神相生殿	仮名(弥五郎)の書出		
卷子02 08	元亀02	1571	3月4日	河野通直(牛福)宛行状	二神左馬助殿	高田儀公分の宛行		
卷子02 07 03	永禄13	1570	12月15日	河野通直(牛福)安堵状	二神修理進殿	迫の事、栗井三分廿五貫の安堵	2109	○
卷子02 07 02	天文21	1552	9月28日	河野通直(左京大夫)安堵状	二神左衛門尉殿	栗井郷反役職の安堵	1779	○
卷子02 07 01	長享03	1489	2月5日	河野通直(教通)安堵状	二神藤左衛門尉殿	二神豊前守一跡所従の安堵	1539	○
卷子02 06	永禄13	1570	12月1日	河野氏奉行入連署奉書	二神修理進殿	河野家に背く来島村上家との対面禁止	2107	○
卷子02 05			6月3日	得居通幸書状	二神修理進殿・二神弥五郎殿	造船用材木の供出命令		

文書番号	和暦	西暦	月日	表題	宛所	内容	類似	収集
巻子04-04	慶長02		1月吉日	検地石盛注文				
巻子04-05				田地役義注文				
巻子04-06			6月21日	村上正治(九左衛門)書状		御約束の松の所望		
巻子04-07			1月23日	足立半右衛門(重信)達書	二神村新四郎ほか八名	大坂の問題の指定		
巻子04-08				幕仕立覚書		幕の張り方の覚書		
目録二号文書	建武02	1335	8月3日	足利尊氏袖判下文(案)	豊田修理亮種治	越前国主計保半分の宛行		○

※「類似」は「片山二神家文書」中の類似文書の『愛媛県史・資料編・古代中世』における文書番号。また「収集」は収集文書と疑わしい文書に「○」を記入した。

(通直)安堵状(巻子二一七―三)の四点は、「片山二神家文書」でも見られるものであり、特に巻子二一六と巻子二一七―三は「柳原二神家文書」でも見られる。これらはそれぞれ全く同じというわけではなく、いくつかの相違点が見られる。その相違点については次節で検討するが、二神修理進の子孫の家でもない二神村二神家(弥五郎家)に修理進宛の文書が相伝されることは考えづらく、後世の写しとするのが妥当だろう。特に巻子二一七の三点については、その料紙からも近世の写しと指摘されている。³⁵⁾

粟井三所領が分譲されて、弥五郎家が成立する永正十七年(一五二〇)以前の文書については、相伝文書か否かの判断が難しい。文明十八年(一四八六)年二神式部丞宛重見通昭安堵状(巻子一四)は、「二神道全跡惣領職」を安堵したものである。弥五郎家が分家した家であることを考えるなら、この文書が弥五郎家に伝わるのは不自然である。また道全跡がその後どうなったのか、これに続く文書が全く残っていないのも、相伝文書としては不自然であろう。したがってこれも後世の収集文書だったと考えられる。すると同じ人物宛の平岡房世書状(巻子一三)も、同じく後世の収集文書だったのだろう。

文明十三年(一四八一)高山通貞請取状(巻子一一二)の宛所である

二神左衛門四郎は、最初に粟井三所領を宛行われた二神四郎左衛門と同一人物と思われるが、文書の内容は粟井三所領を宛行われる以前の文明八年(一四七六)における風早郡内にある御手作分の段銭に関するものであり、粟井三所領とは関係のない文書である。そのためこれも後世の収集文書の疑いがある。二神藤左衛門尉宛村上通康書状(巻子一一二)は弥五郎家の人物宛ではないが、権利関係の文書ではないため、どちらとも言いがたい。

残り四点のうち、河野左京大夫(通宣)宛の「足利義栄御内書」(巻子一一四)と来島通総宛の「通同・幸実連署書状」(巻子二一四)は、そもそも二神家に宛てられたものではないため、後世の収集文書か、紛れこんで伝わった文書である。また二神孫右衛門其外衆中宛河野通宣(左京大夫)書状(巻子二一二)は、その宛所から「片山二神家文書」のものが紛れた可能性がある。残る村上武吉書状(巻子二一二)には宛所がないが、その内容からは相伝文書だったかどうか怪しい。

以上、「二神司朗家文書」について宛所から分析を行ったが、ここから言えることは、相当数の収集文書が混ざっているものの、永正十七年(一五二〇)に粟井庄安岡名・友兼名・宮崎分の三所領を譲与された二神藤二郎に始まる家の相伝文書を中心とする史料群であるということ

ある。この家は藤二郎（左馬助）―弥五郎（兵庫助）―弥五郎（左馬助種康）―弥五郎―新四郎（家種カ）と続き、二神島二神家（二神司朗家）につながったものと思われる。また後世の収集文書や、紛れ込んだと思われる文書などもあることから、分析には注意が必要である。

また収集文書と思われるもののなかに、惣領職の安堵状（卷子一四）があることは注目される。この文書の宛所は「二神式部丞」であるが、おそらく弥五郎家の本家筋になる二神四郎左衛門（左衛門四郎）の直系の系譜に在る人物ではないかと思われ、代々「左衛門尉」を名乗っていたと推測される。他の収集文書の宛所にみられる「左衛門尉（藤左衛門尉）」というのは、この系譜の人物だろう。

これら左衛門尉家（惣領家）の文書が二神村二神家（弥五郎家）に伝わっているのは、ある段階に惣領家の直系子孫と接触したからにほかならない。近世後期の二神村二神家（弥五郎家）の当主であった二神種章は、二神一族の歴史に対する関心を深め、豊後森の久留島家に仕えていた二神家（得能二神家・橋爪二神家）と接触していたが、この二神家こそ惣領家の直系の子孫だったのでなかったかと推測している。このことについては第四章第二節で詳しく検討する。

第二節 「二神司朗家文書」卷子三・四と「二神殿」

次に「二神司朗家文書」の卷子三・四について検討していくが、そのほとんどが永禄年中、特に元年（一五五八）・二年の種長宛のものである。二神島の行政関係の文書であるという性格上、二神村庄屋家である二神司朗家に伝わるのに不自然はなく、おそらく相伝文書だったと思われる。網野善彦はこの卷子三・四から、二神島における内部構造・支配構造について分析している。³⁶この節では網野によって明らかにされた二神島の内部構造・支配構造に関する分析を紹介しつつ、若干の私見と惣領家と弥五郎家の位置づけを考察したい。

さて網野によると、まず二神島は「浦」と呼ばれる地域と、「泊」と呼ばれる地域に大きく分けられ、それぞれに三つの名田があった。計六つの名のうち、種長名・ともひら名・七郎左衛門名の三つの名が確認され、網野はこれを「浦」の三名と推定している。³⁷そして藤左衛門尉種長によって浦三名が統括され、泊兵庫によって泊三名が統括されたとした。この泊兵庫については兵庫という官名から、弥五郎家の二神兵庫助を指していたと思われる。

また網野は「浦」で徴収された夫銭と秋年貢について、「二神殿」と「今岡殿」「村上殿」が2・1・1の比率で得分にしていることにも注目している。この「二神殿」について、網野は「寺地の周辺に若干の寺領田島を持つ安養寺と宇佐八幡宮を背景に、「二神殿」は浦・泊にそれぞれ居屋敷を持ち、吉浦・小池、それに明見（妙見）社、巖島社の神田を手作田とし、経免（大般若経免）をふくむ十箇所の畠地を手作としている。浦・泊の二つの集落の人々の信仰する二つの神社を支えつつ、居屋敷を通してこれを支配する島の領主のあり方を、これは見事に示しているといつてよからう」と述べている。

この「二神殿」は二神一族の惣領と考えられるが、二神嶋成物・節料等注文（卷子三―二）では「粟井」とされており、この時期には風早郡粟井庄にいたことが確認される。史料2の二神某ノ口上書にあるように、戦国末期の二神氏は風早郡粟井庄内宅並城を居城としていた。庶子家である弥五郎家も粟井庄を流れる粟井川沿いに安岡名・友兼名・宮崎分の三所領を得ている。

ただし第四章第二節で詳述するが、天文期の動乱によって惣領家は一度河野家中から追われ、二神一族は宅並二神衆として再編されている。この再編ののち二神家督職（惣領職カ）は宅並二神衆中に還補されている（史料1参照）。また「得能通貴文書」より写したとされる「河野分限録」（『伊予諸系譜』廿二、伊予史談会文庫イ―1―22）によると、風早

郡鹿島城主である二神隼人佐を中心に、その旗本衆として「二神孫右衛門・二神越後守・二神新左エ門・二神修理進・二神和泉守」の名が挙げられ、「五人二神衆也」とされている。これは天文末期の状況を反映していると思われる。「二神殿」が確認できるのは永禄年中である。そのためこの時期の「二神殿」は、宅並二神衆そのもの、あるいはその代表とされる二神隼人佐だろう。

また二神一族の惣領家の名乗りであった「左衛門尉」を、惣領ではない種長が名乗ることができたのは、惣領家が没落したためだろう。宅並二神衆中のなかには、「二神新左エ門」という人物がみられる。新しい左衛門尉、惣領家である左衛門尉家が没落したのちの、新しい左衛門尉であり、藤左衛門尉種長のことを指していたのかもしれない。なお二神衆のなかに弥五郎家が含まれていないが、これは河野家の内紛と関わっている。第四章第二節を参照されたい。

この「河野分限録」がどれだけ信憑性があるか判断の難しいところであるが、「高野山上藏院文書」の「弾正少弼通直家頼記」を元に写されたと思われる『南行雑録』の「河野弾正少弼通直御下衆少々記焉」でも、難波衆に所属する二神氏のメンバー構成は「河野分限録」とほぼ同じになっていることから、ある程度信頼してもいいのではないだろうか。

さて、話を戻して、年貢の収納先のひとつである「村上殿」というのは同文書中に「のしまへ役人」とあることから、能島村上氏であろう。また「今岡殿」は今岡水軍として鼻栗の瀬戸を扼する今岡氏と考えられる。この二氏と二神島との関わりについて示唆する興味深い史料がある。ひとつは「吉木二神家文書」の文亀元年（一五〇一）における今岡通忠と村上吉重の連署下知状（県史一五七七号）であり、もうひとつは永正三年（一五〇六）の同連署下知状である（県史一五九六号）。前者は忽那七島における溝田中務丞の物申職としての権益を犯してはならない

という内容のもので、西之浦社（中島吉木の大神宮か）の社役を溝田中務丞が務め、津和地島物申職を安堵するという内容のものである。こうした下知状が発給されるということは、今岡・村上の両名が河野家中において忽那七島を担当する奉行であったということだろう⁴³。この今岡・村上の両氏はさきほどの「河野弾正少弼通直御下衆少々記焉」によると「嶋衆」に属しており、伊予国における島嶼部を管領していたものと思われる。

また同じく「吉木二神家文書」の永禄六年原兼重下知状（県史一九二一号）によると、忽那大浦八幡宮の修理田のうち三反は今岡分となっており、忽那七島においてさまざまな形で奉行としての得分を得ていたものと思われる。二神島から徴収された夫銭・年貢の一部を今岡・村上の両氏が得ていたも、両人の奉行としての得分だったと考えられるのである。また同じく『二神家文書』三巻の「二神嶋成物・節料等注文」では、「今岡・村上やく人へなす」とあり、それぞれ役人を島に常駐させていたと考えられる。

また網野は安養寺寺領等注文・家子衆田畠注文（卷子三一五）から、「二神殿」の家子衆として、七人の人物が給田を与えられていたことを確認している。七名のうち居屋敷が確認できるのは三名であり、それぞれ「はま」「小泊」「むかい」の三ヶ所である。「小泊」「むかい」は現在の集落区分である「小泊」と「向井」であろう。すると「はま」は「脇之浜」である可能性が高い。このことから現在の集落区分が戦国期にまでさかのぼり、それぞれの集落に家子衆が配されていたものと思われる。

さて、二神島の西部である浦を統括する藤左衛門尉種長と、東部である泊を統括する泊兵庫の上位に位置づけられる「二神殿」が栗井庄にあったことを確認した。先述のとおり「二神殿」とは二神一族の惣領にあたる人物であり、第四章第二節で詳述するが、永禄年中であれば宅並二神衆の代表者たる二神隼人佐だったのではないかと予想される。また忽

表2 「片山二神家文書」「柳原二神家文書」目録

文書番号	和暦	西暦	月日	表題	宛所	内容	類似	収集
県史1539	長享03	1489	2月5日	河野通直(教通)安堵状	二神藤左衛門尉殿	二神豊前守一跡所従の安堵	卷子02-07-01	○
県史1751	天文14	1545	6月16日	河野通直(弾正少弼)宛行状	二神孫右衛門尉殿	河原分の安堵		
県史1753	天文15	1546	7月1日	河野通直(弾正少弼)宛行状	二神隼人佐殿	親父二神信濃守領知一跡所従の宛行		
県史1779	天文21	1552	8月28日	河野通直(左京大夫)宛行状	二神左衛門尉殿	粟井郷反役職の宛行	卷子02-07-02	○
県史1780	天文21	1552	11月17日	河野通直(左京大夫)宛行状	宅並二神衆中	鴨部郷新田分の宛行		
県史1814	弘治03	1557	8月16日	村上通康書状	二神隼人佐殿其外御衆中	南方名? のことについて		
県史2107	永禄13	1570	12月1日	河野氏奉行人連署奉書案	二神(修理進)隼人佐殿其外御衆中	河野家に背く来島村上家との対面禁止	卷子02-07-06	○
県史2109	永禄13	1570	12月13日	河野通直(牛福)安堵状	二神(修理進)隼(人)佐殿	迫の事、粟井三分廿五貫の安堵	卷子02-07-03	○
県史2440			11月10日	大友義統書状写	二神修理進殿	村上通総掃島の祝儀について		○
県史2440			2月15日	大友義統書状写	二神修理進殿	分国中津々浦々の万雑公事の免許		○
県史2440	天正10	1582	5月19日	村上通総感状写	二神修理進殿	大島での軍忠の感状		○
県史2440	天正10	1582	6月30日	村上通総感状写	二神修理進殿	大浦の鼻での軍忠の感状		○
県史未収	建武04	1337	8月3日	室町幕府下文	豊田修理亮種治	越前国主計保半分の宛行	目録二号文書	○
県史未収				河野通直(左京大夫)宛行状	二神孫右衛門尉殿其外宅並衆中	二神家督職の還補		
柳1	文亀01	1501	11月8日	西園寺家御教書写	豊田藤左衛門尉	「藤原氏」所望の事について		○
柳2	天文23	1554	11月20日	吉原(得能)重隆書状写	二神起三郎殿	助年(名田名カ)の御別分一敷について		
柳3	永禄13	1570	12月8日	河野氏奉行人連署奉書案	なし	河野家に背く来島村上家との対面禁止		○
柳4	永禄13	1570	12月13日	河野牛福(通直)安堵状	二神隼(人)佐殿	迫分、粟上分廿五貫の安堵		○

※「類似」は「二神司朗家文書」中の類似文書の『二神司朗家文書・中世史料集』における文書番号。また「収集」は収集文書と思われる文書。

那諸島を管領する能島村上氏と今岡氏も、それぞれ二神島の年貢の四分の一を得分としていた。

第三節 「片山二神家文書」と修理進・隼人佐

次に「片山二神家文書」についても、宛所を中心に分析を行う。まず

宛所で一番多いのが二神修理進で四点。全体の約三分の一にあたる。その四点とは、十一月十日大友義統書状写・二月十五日大友義統書状写・天正十年(一五八二)五月十九日村上通総感状写・天正十年六月晦日村上通総感状写である(すべて片・県史二四四〇号)。これら片山二神家に伝わる修理進宛文書のうち十一月十日大友義統書状写の正文が、二神修

理進の子孫による相伝文書である「林四郎家文書」（この章の一参照）に伝わっている。ではなぜ片山二神家に二神修理進宛の文書が伝わっているのか。

これらは四点の文書は、すべて『南海治乱記』の「河野家頼大友氏記」に引用されているものである。『南海治乱記』は福岡藩士であった香西成資によってまとめられた著書で、四点の引用史料および二神修理進に関する情報は、福岡藩に仕えたことのある修理進の子孫より、直接取材して得られたものと思われる。おそらく片山二神家では、この『南海治乱記』の記述をみて、文書仕立てに写したのだろう。そのことを示唆しているのが「片山二神家文書」のものに付せられている付箋で、

「田坂鐘之助者修理進の兄也、修理舅は岸城主村上河内守也、其上来島近キ一家也」とあり、これが『南海治乱記』の記述内容と合致している。

次に第一節でも述べたが、「二神司朗家文書」と「片山二神家文書」には四点の類似文書があり、うち二点は柳原二神家にも伝わっていたものである。なぜこの三家が類似の文書を持っているのか、またなぜいくつかの相違点があるのか。これら三家の文書の相違点を比較してみることは、「片山二神家文書」という史料群の性格を考えるヒントとなるだろう。以下がそれぞれの違いである。異筆はゴシックで表した。

○河野氏奉行人連署奉書案

「二神司朗家文書」（卷子二一六）

一上意之儀、（中略）

一各本衆並者御進退之新給次目之御判不可有相違事、
右之条々、旁急度於忠節者、無相違可被仰付者也、

永祿十三年

十二月朔日

二神修理進殿へ

盛周

房実

「片山二神家文書」（県史二一〇七号）

河野牛福花押影 房実花押影

一上意之儀、（中略）

一各本知并御進退^{于今}之新給次目之御判不可有相違事、
右之条々、旁急度於忠節者、無相違可被仰付者也、

永祿十三年

十二月朔日

二神修理進殿 其外衆中

房実

「柳原二神家文書」（柳三号）

覚（河野牛福花押） 房実（花押影）

一上意之儀、（中略）

一各本知并于今御進退之新給次目之御判不可有相違事、
右之条々、旁急度於忠節者、無相違可被仰付者也、

永祿十三年

十二月朔日

二神隼人助殿

其外御衆中

盛周（花押影）

○河野通直（牛福）安堵状写

「二神司朗家文書」（卷子二一七―三）

一迫之事

一粟井三分廿五貫、衆中可申談也、
右任先例之旨、進退不可有相違之状、如件、

永祿十三年

十二月十五日 牛福

二神修理進殿

「片山二神家文書」(県史二一〇九号)

一迫之事

一粟井王分^{粟上分}廿五貫、衆中可申談也、

右任先例之旨、進退不可有相違之状、如件、

永祿十三年

十二月十日^三 日 牛福(花押影)

二神修理進殿^{隼人佐殿}

「柳原二神家文書」(柳四号)

一迫分之事

一粟上分廿五貫、衆中可申談也、

右任先例之旨、進退不可有相違之状、如件、

永祿十三年

十二月十三日 牛福(花押影)

二神隼佐殿

これらと比較すると、二神村二神家(二神司朗家・弥五郎家)と片山二神家のものは「二神修理進」を宛所とするが、柳原二神家のものは「二神隼人佐 其外衆中」、あるいは「二神隼人佐」を宛所としている。また二神村二神家と片山二神家に修理進宛文書が伝わるのは不自然であり、いずれも後世の写しであったと考えられる。⁴⁵⁾

「片山二神家文書」と「二神司朗家文書」の違いで顕著な部分は、河野氏奉行人連署奉書案(卷子二一六)の「各本衆並者御進退」と「各本知^手并御進退」である。「二神司朗家文書」では意味が不明なのに対し、「片山二神家文書」のほうは、意味が通って、文としてもすっきりす

る。このことから片山二神家のものほうが写しの精度が高いといえるだろう。二神島二神家が片山二神家のものを写したのか、あるいは片山二神家のものとは別に写しを取ってきたかは不明である。

また片山二神家のものの中に訂正が加えられており(ゴシック部分)、訂正の結果、柳原二神家のものと同じ内容のものとなっている。つまり片山二神家が柳原二神家のものを参照して訂正したものか、あるいは訂正の筆の入っている片山二神家のものをみて、柳原二神家が写しを取ったかのどちらかである。河野通直(牛福)安堵状写(卷子二一七一三)では、訂正された宛所「隼人佐」のうち、「人」の部分を消している。これは柳原二神家のものが「隼佐」となっているためであり、このことから片山二神家のほうが柳原二神家のものを参照して訂正を加えたことが判る。

すると同日同内容のものを修理進と隼人佐其外衆中の両方に宛てたものか、あるいは柳原二神家のものの宛所が変更されているかが問題となる。まず同日同内容の文書が異なる形式で書かれたとは思えない。修理進宛のものは奉行人連署奉書であり、隼人佐其外衆中宛のものは「覚」で始まり、奉行人の袖判になっている。「覚」で始まるのは近世文書の特徴でもあり、柳原二神家文書のものの変更されたものであることは明らかだろう。ただし宛所にまで変更を加えたかどうかについては断言できない。柳原二神家は二神隼人佐の子孫とされており、変更の跡がみられる以上、宛所も変更されたと疑われても仕方がないのではないだろうか。⁴⁶⁾

さて、「二神司朗家文書」と類似する文書で、残りの二点は、長享三年(一四八九)二月五日二神藤左衛門尉宛河野教通安堵状(県史一五三九号)と天文二十一年(一五五二)八月二十八日二神左衛門尉宛河野通宣(左京大夫)宛行状(県史一七七九号)である。前者の事書は「二神司朗家文書」では「二神豊前守一跡談潢之事」となっていると、

「片山二神家文書」では「二神豊前守一跡諸従之事」となっている。「片山二神家文書」のほうが自然であり、こちらのほうが原型に近いものと思われる。とはいえ、これら二点についても相伝文書であるとはいえない。その理由は宛所にある。

残る「片山二神家文書」の中世史料の宛所は、「二神孫右衛門尉」「二神孫右衛門殿其外宅並衆中」「二神隼人佐」「二神隼人佐殿其外御衆中」「宅並二神衆中」である。いずれも天文期のものであり、宅並二神衆中とその代表者である二神隼人佐と二神孫右衛門に宛てられたものであることが確認できる。宛所が「二神藤左衛門尉」・「二神左衛門尉」である上記二点は、おそらく収集文書だったのではないだろうか。特に長享三年の河野教通安堵状（県史一五三九号）には二神豊前守一跡諸（所）従を隼人佐が相続したという内容であり、隼人佐を通範と考えて収集したのである。しかし通範の活躍した時代からは少し離れていることから、別人だったと思われる。

さて「片山二神家文書」にみられる二神隼人佐は、系図上の「二神通範」に該当する人物である。『中世文書・系図編』の系図解題で確認したように、二神系図のもととなった「藤原氏元祖系図」の作成者が二神通範と思われるため、隼人佐が通範であることは間違いないだろう。また二神孫右衛門は、二神隼人佐の弟とする史料もあるが、どこまで信頼できるかは不明である。考えられるのは当初、二神孫右衛門が衆中の代表者であったが、のちに二神隼人佐に移り、その際に孫右衛門の文書を隼人佐が相伝したという可能性である。ちなみに「二神司朗家文書」の相伝文書か収集文書か不明なものなかに二神孫右衛門其外衆中宛河野通宣（左京大夫）書状（卷子二一一）があるが、宛所から推測するに「片山二神家文書」にあったものを写したのかもしれない。

以上、「片山二神家文書」の大半は後世の収集文書であると思われるが、五点ほどの相伝文書とみられるものもある。それらの特徴として、

天文年中後期頃に集中しているということ。また宅並二神衆中に関するものか、その代表者である二神隼人佐・同孫右衛門に宛てられたものであるという特徴をもつ。また収集文書には二神島二神家（二神司朗家）と共通しており、その収集にあたっては二神島二神家と協力したのかもれない。

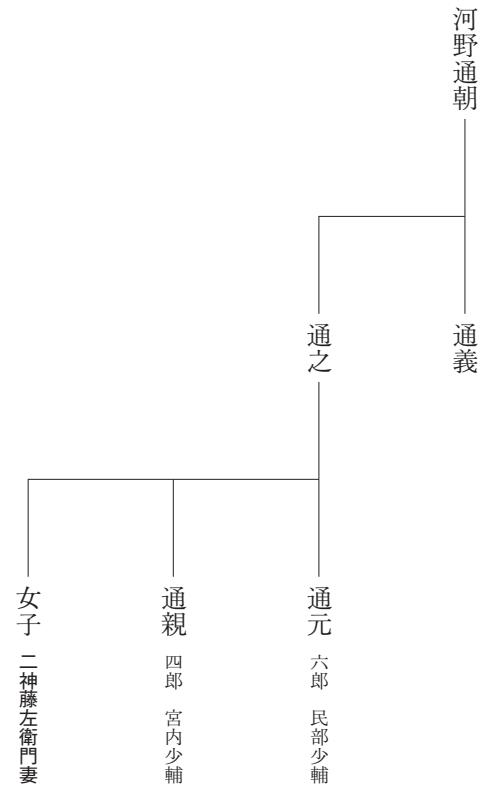
第四章 中世後期の二神氏

第一節 南北朝・室町時代の二神氏

二神文書はすべて戦国時代以降のものであり、二神文書から室町時代における二神氏の様相を知ることにはできない。しかし、系図・家譜などの二次史料において、断片的ではあるものの二神氏に関する情報を見ることができると。そこでそれらの史料の性格を踏まえつつ、南北朝・室町時代における二神氏の動向を確認していきたい。

まず伊予国の守護である河野氏によって一五世紀初頭に編纂された、同家の歴史書『予章記』によると、康永元年（一三四二）に阿波・土佐・讃岐の守護であった細川頼春が伊予国に侵入し、同国守護河野通朝は周布郡千丈原（西条市）にて迎え討っている。このときの河野方の武将に「二神」の名が見える。のちの貞治元年（一三六二）に伊予国は再び細川氏に攻めこまれ、当時の当主であった河野通莞は九州に下って征西將軍宮の傘下に入っている。その後、河野氏は伊予国奪還の兵を挙げ、このときの傘下の武将に「二神十郎左衛門」の名を見ることができると。

この「二神」「二神十郎左衛門」が実在し、実際に河野氏の傘下にあったかどうかなど、残念ながら確認することができない。第二章で確認したように、永享三年（一四三一）にはまだ多□井二神氏であり、豊田二神氏ではなかった。そのためこれら『予章記』に見える二神氏は、豊田二神氏ではなかったといえる。黒子二神氏だったか、多□井二神氏だ



系図1 久万土居家系図 (抜粋)

ったかは不明である。

次に南朝方武將としても有名な土居通増の弟通世の子孫で、のちに松山藩領の久万山地域の大庄屋となる久万土居家に伝わった「久万土居家系図」によると、伊予国守護であった河野通之の娘が「二神藤左衛門」の妻となっている。

河野通之は先代の通義(通能)の弟で、『予章記』などによると、通義が早世したために伊予国守護家の家督を継いだとする。また『予陽河野家譜』によると、応永十六年(一四〇九)、通之は兄・通義の遺言に従い、通義の子・通久に家督を譲ったという。のちに通義の子孫は惣領家と呼ばれ、通之の子孫は予州家と呼ばれて、伊予国を二分して争うことになるが、上記の記録は惣領家側によるものであるため、そのまま鵜呑みにすることはできない。

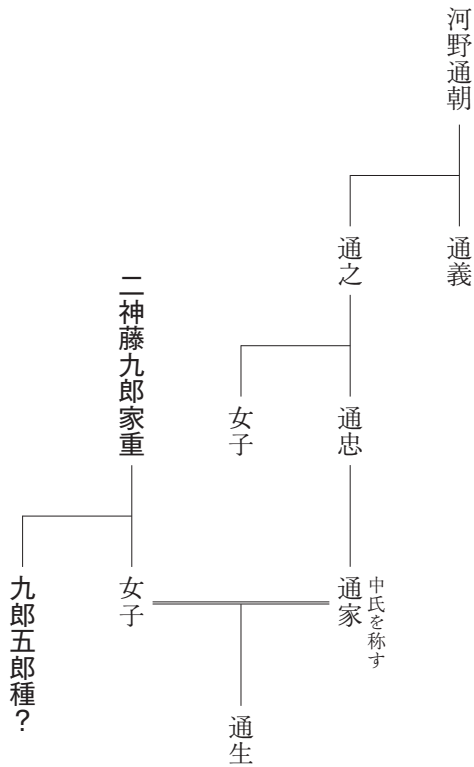
例えば通之の家督継承についても、伊予史談会所蔵「河野系図(得能通忠本)」によると、通義が新田一族を伊予に匿い、幕府より不審を被ったためとしている。また通之が甥・通久に家督を譲ったとする応永十

六年(一四〇九)以降も、実際には通之による安堵状などが残っており、さらに応永二十一年(一四一四)以降は通之の長子・通元の安堵状が残っていることから、むしろ通之は長子・通元に家督を譲ったとすべきだろう。そして応永十九年(一四一二)頃より、河野通久の禁制・安堵状などがみられるようになることから、惣領家と予州家の争いはこのころから始まったと考えられる。ちなみに「久万土居家系図」では、通元の弟が「四郎通親」となっているが、その他の系図等では「四郎通行」となっている。「四郎通親」と「二神藤左衛門妻」は一代ずれている可能性が高い。

河野通元の家督継承が応永二十一年(一四一四)とすると、二神藤左衛門と通之娘との婚姻もそのあたりの時期と思われる。また藤左衛門という仮名から、藤氏の左衛門尉、つまり二神氏の本流にあたる人物だろう。のちに対立するようになる二つの河野家に対しては、予州家に近い人物であったことが判る。これは後述する「河野一族中氏系譜」の記述とも整合性があるといえるだろう。

次に確認できるのはすでに紹介した二神島安養寺所蔵の「大般若経」巻二〇の奥書で、ある。永享三年(一四三一)の多□井家経であるが、この人物が二神長門守藤原家経であることは先に述べた。この二神家経は「豊田藤原氏子孫系図次第」では傍系であるかのように書かれているが、網野善彦が指摘するようにこれは疑問である。例えば「大般若経」巻二五四に「長門守一建」、巻二七二に「二神長門守一建」とあるように、名字の地である二神島の惣領守の建立(再建)に、大願主として「大般若経」を奉納しているのであり、二神氏の惣領だったと考ええるべきだろう。また巻二五四奥書には「長門守一建 修理 息子 家長」とあり、家経には「家長」という名の子息がいたことが確認される。おそらく家経の嫡子にあたる人物と目される。

「久万土居家系図」に見える「二神藤左衛門」と、大般若経奥書にみ



系図 2 中氏・二神氏関係系図 (「河野一族中氏系譜」をもとに作成)

える家経・家長父子とは時期的には近く、「久万土居家系図」の記述が正しければ、河野通之の婿である「二神藤左衛門」は、家経・家長のどちらかだろう。次に紹介する「河野一族中氏系譜」との時代的整合性を考慮するならば、二神家長が「二神藤左衛門」であった可能性が高い。「河野一族中氏系譜」とは、愛媛県温泉郡立岩村(現・松山市立岩)の村長であった重見番五郎氏所蔵文書のうちの一点で、重見家は風早郡小山田村(町村制施行により温泉郡立岩村の一部となる)の庄屋を務める家である。重見家が中氏の系譜を所蔵していたのは、おそらく番五郎氏が収集したためと考えられる。現在、現物は不明であるが、東大史料編纂所に影写本が残されている。

この「河野一族中氏系譜」によると、永享十二年(一四四〇)、風早郡の住人・二神藤九郎家重の娘が、中(那賀)通家の室となっている。中氏は現在の松山市立岩中村を中心とする地域、風早郡那賀郷を名字の地とする豪族で、のちに河野氏の奉行人としても現れる。当系譜では中氏は予州家の祖とされる先述の河野通之の後裔となっているが、通之の

子として系譜に見られる通重・通忠などは他の系譜には見られず、系譜の正確さについてはもう少し検討が必要と思われる。ただし二神藤九郎家重の存在と、その娘と中氏との婚姻については疑う必要はないだろう。それは同系譜における井付(湯築)合戦に関する記述が、「豊田藤原子孫系図之次第」において実際の文書をもとに記載したと思われる記述と合致しているためである。

同系譜によると、寛正六年(一四六五)九月、山名と細川の両家が争ったとき、通忠・通家親子は細川方として、山名方の土居二郎政道と道後表で戦い、この戦いで二神一族の何人かが討死したことが記されている。いわゆる寛正伊予の乱における井付合戦に関する記述である。ただし寛正伊予の乱は細川勝元と伊予国守護河野通春(通之の孫)の争いであって、山名氏はこのとき関係がない。おそらくその後の応仁の乱との混乱があるものと思われる。

寛正伊予の乱は四国制覇をもくろむ細川勝元が伊予へ侵攻したことから始まった動乱で、勝元は幕府権力を背景に周辺国から伊予への出陣を要請し、また伊予国内では大野・森山・重見などの国人たちを調略して、同国守護の河野通春(通之の孫)を居城湯築城から追い出した。しかし周防国守護の大内氏が突如幕府に逆らって通春を支援したことから、通春方の反撃が始まり、寛正六年九月に大内氏の支援する河野通春と、細川方の幕府軍が道後表で合戦し、通春が湯築城を奪還した。このときの道後表での戦いは、史料上では「井付合戦」と呼ばれている。

つまり中氏や二神氏は、井付合戦では当時守護であった予州家河野通春と戦っていたことになる。河野氏と対立していたことが後ろめたいのか、「河野一族中氏系譜」では、あくまで細川方と山名方との戦いに参加したという書き方をしている。このような遠慮した記述からも、この井付合戦の記述は事実だったと思われる。特に井付合戦において二神一族の者が討死したことについては、「豊田藤原子孫系図之次第」

にも記述がみられる。「九郎五郎種□」の注記の部分がそれで、「寛正六年九月六日、於予州道後討死畢、自細川勝元感状有之、久留島信州家臣一族所持之」とあり、「河野一族中氏系譜」の記述を裏付けているといえるだろう。

その井付合戦があったのが、二神藤九郎家重娘の婚姻から二五年後のことであり、このとき家重が存命だったかどうかは不明である。しかし討死した九郎五郎という人物は、その名前から藤九郎の五男だった可能性が高い。

系図・系譜について言えば、始祖を誰に置くかについては嘘が多い。しかし一から十まですべて創作しているわけではない。まして系図作成上あまり重要視されない婚姻関係については、わざわざ創作してまで書き込むということはあまりないだろう。もちろん作成者の錯誤は大いにあると思われるが、積極的な嘘はつかないものである。中氏と二神家との婚姻は間違いないだろう。

この二神藤九郎家重と、先ほどの大般若経奥書の家経・家長父子との関係も不明である。奥書の年号が永享三年（一四三一）であり、家重女子の婚姻が永享十二年（一四四〇）と、たった九年ほどしかないことから、かなり近い関係にあると思われる。家長の子か兄弟ではないだろうか。

さて、同系譜では中通家と二神家重娘のあいだに生まれた中通生が、文明十二年（一四八〇）九月に野間郡の弓杖嶋城主大内三郎左衛門信兼と戦って敗れ、二神一族や土居一族といった者たちの多くが討死し、通生自身も敗走中に山中で流矢にあたり死去したとある。寛正伊予の乱の十五年後にあたる。また、このときの討死した二神一族の人物は不明である。

このように他家の系図・家譜から、二神家が河野予州家と婚姻関係を結び、予州家に近い武將として活動していたことが読み取れる。しかし

激動する政治情勢のなか、寛正伊予の乱では細川方として予州家と対立している。応仁の乱の混乱のなか、二神家は惣領家との関係を強めることで伊予のなかで生き残ったと言えるだろう。

第二節 戦国時代の二神氏の動向

文明十一年（一四七九）に伊予国守護の河野教通が、二神四郎左衛門に風早郡栗井（松山市栗井）にある安岡名・友兼名・宮崎分の三箇所を宛行ったが、寛正伊予の乱からつづく応仁文明の乱の終結した頃でもあり、惣領家に味方した二神家への恩賞だったと思われる。この二神四郎左衛門が先述の二神藤九郎家重とどのような関係になるかは不明である。世代的には孫くらいになるのだろうか。この栗井にある安岡・友兼・宮崎は二神藤二郎に譲られ、永正十七年（一五二〇）にその安堵状を拝領し、藤二郎を祖とする弥五郎家が成立したことはすでに述べたとおりである。

天文期になると、大きく変動していく周りの政治情勢に、二神氏も巻き込まれていったようである。二神文書の中世史料のうち、天文十一（一五四二）と天文二十（一五五二）に集中しており、そうした様子が窺える。この時期、伊予において何があったのか。

伊予国守護であった河野氏では、河野弾正少弼通直の後継者問題によって、家中を二分する内紛、いわゆる天文伊予の乱が引き起こされていた。『予陽河野家譜』によると、河野家の当主であった弾正少弼通直はその後継者として、娘婿の来島村上通康を迎えようとしたところ、それに反発した家臣たちと対立することとなり、居城であった湯築城を退いて来島城へと逃亡した。その後、通直を追い出した家臣たちは予州家より通政を迎え、当主として擁立したという⁽⁵⁾。通政は將軍義晴より偏諱を賜って晴通と名乗る。そして晴通は、村上通康に河野家の氏である越智

姓と家紋を与え、河野家の一門に加えることを条件に講和した。しかしまもなく晴通が早世してしまったため、その弟通賢が家督を相続した。しかし通賢は幼かったため、当面は弾正少弼通直が政務を執ることになったという⁽⁵⁶⁾。この一連の騒動の実態は不明な部分も多いが、弾正少弼通直と晴通とのあいだで争いがあったことは間違いなく、晴通の死によって内紛は終息した。

さて「二神司朗家文書」の天文十四年(一五四五)六月十六日に河野通直(弾正少弼)宛行状(卷子一―一七)では、弥五郎家の所領である粟井安岡名・友兼名・宮崎分が還補されている。『中世文書・系図編』の解説(六七頁)によると、二神弥五郎は天文十一年(一五四二)に河野晴通より安岡・友兼・宮崎の三所領が安堵されており(卷子一―一六)、天文伊予の乱において二神弥五郎が晴通方についていたとし、そのため一時的にその所領であった安岡・友兼・宮崎の三所領が没収されていたとしている。まさにそのとおりだろう。

この三所領の還補と全く同じ日付で、二神左衛門尉宛河野通直(弾正少弼)宛行状(卷子一―一六)が発給されている。内容は左衛門尉に忽那大浦八幡宮の神主職を宛行うというもので、これが同時に発給されているということは、もともと忽那大浦八幡宮神主職は弥五郎が持っていたのではないだろうか。史料³により南北朝期には大浦八幡宮の神主は泊新左衛門家次であったが、この弥五郎家のうち永禄年中の人物である二神兵庫助は「泊兵庫」とも呼ばれている(卷子三―一)。弥五郎家は大浦八幡宮の神主職をもって泊家を相伝して分出した可能性もある。忽那大浦八幡宮の神主職を左衛門尉家に譲渡した際に、相伝文書を左衛門尉家に引き渡したのだろうか。

また天文伊予の乱の影響を受けたのは、弥五郎家だけではなかった。二神隼人佐通範の父・二神信濃守家真⁽⁵⁷⁾も河野晴通方に付いていたようである。「片山二神家文書」天文十五年(一五四六)七月一日、河野通直

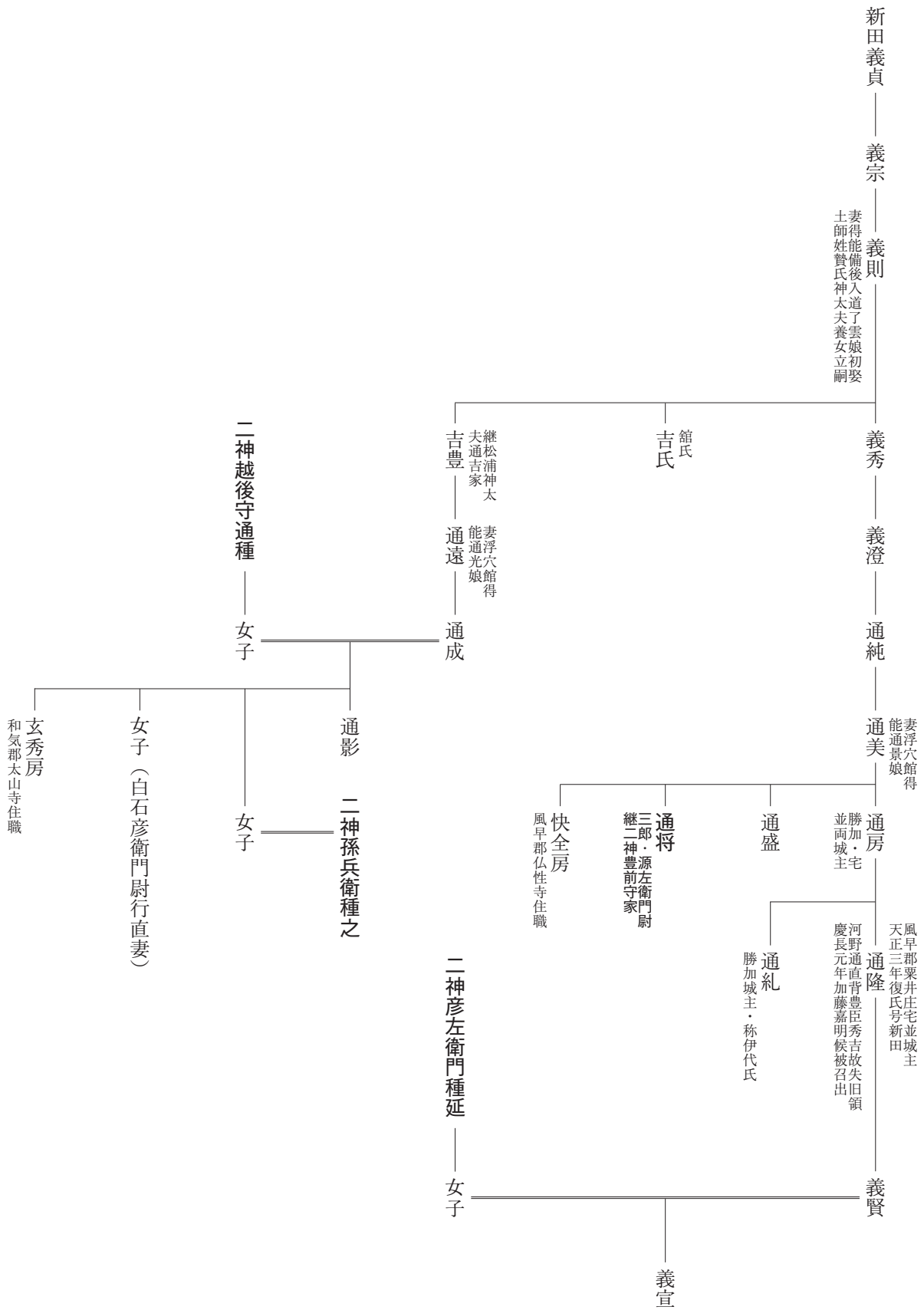
(弾正少弼)宛行状によると、二神隼人佐(通範)は「親父信濃守領知一跡所従等」を宛行われている。安堵ではなく、宛行われているのは、これも一時的に没収されていたからだろう。また還補されたとも書かれていないため、もしかしたら隼人佐は信濃守の子息ではあっても、本来は相伝する立場にない人物だったのかもしれない。「二神某ノ口上書」を信用するならば、信濃守は宅並城主とされていることから、二神家の惣領だったと思われる。

またこの時期より、二神源三郎という人物が史料上見られるようになる(卷子一―一八・二―一・二―三)。この二神源三郎という人物はどういう系譜の人物だろうか。そのことを解き明かすヒントとなるのが、伊予史談会に写しが残る「新田系図」⁽⁵⁸⁾である。

「新田系図」は近世において伊予国風早郡神次郎村の庄屋であった吉金氏の系図である。この「新田系図」では、その始祖を新田義貞に置いている。義貞―義宗―義則と続くが、この三人はいずれも伊予国以外のところで活動していたことが知られており、そのため系図そのものが荒唐無稽のものとして扱われてきた。しかし、河野通義が新田一族を伊予に匿っていたという伝承もあることから、新田氏の傍流の子孫であった可能性は充分にある。

「新田系図」における義宗・義則の事績に関する記述は、いずれも二人の人物をひとつにしたような内容であり、どちらも一般的に語られている二人の事蹟に続けて、その後、伊予国へ落ち延び、伊予での事蹟が語られるという内容になっている。おそらくは伊予で活動していた新田一族の人物とその事蹟が書かれていたものを、のちに人物名を義宗・義則に書き替え、一般的に知られる二人の事蹟を書き加えたのだろう。

また「新田系図」の義則の項に、「異名吉金次郎左エ門尉。妻河野備後入道了雲女。初遣土師姓贄氏神大夫養女娶之、立嗣」とあり、この注記に従えば義則は当初、土師姓贄氏神大夫(贄土師姓の吉金神大夫の意味



系図3 新田氏・二神氏関係系図 (伊予史談会「新田系図」をもとに作成)

か)の養女をめぐってその贅氏の跡を継ぎ、のちに河野備後入道了雲(得能通範^⑧)の娘と再婚したということになる。もともと風早郡栗井郷にいた贅氏の吉金氏が、新田一族の者を養子に迎えたということだろう。

栗井郷には古代より、この地の豪族として贅氏がいたことが知られている。例えば当郷の出身で、最澄の弟子である別当大師光定も、俗姓は贅氏であった。吉金氏からも光定が栗井郷に開山した仏性寺の住職が出ており、同族だったのだろう。また「吉金」の名字について、系図では新田氏の先祖のひとり新田義兼からとったと説明しているが、現在でも松山市栗井には「吉兼」の小字が残っていることから、ここが名字の地であったと思われる。おそらく吉兼名という名田があったのだろう。吉兼は二神弥五郎家の所領であった安岡名からも近いところにある。

さて、この「新田系図」では、吉金氏が二神氏と何度も縁戚関係を結んでいたことを示している。二神氏の栗井郷への進出の背景には、この吉金氏との関係があったものと思われる。両家の縁戚関係のなかでも二神豊前守家の養子となって跡を継いだ「通将」という人物が注目される(系図3参照)。この通将の甥が織豊期を生きた人物であることから、天文・永祿頃に活躍した人物と思われる。また系図から、仮名は「三郎」あるいは「源左衛門尉」だったとする。通将は新田氏の子孫を自称しているため源氏であることから、源氏の左衛門尉ということ、「源左衛門尉」と呼ばれていたのだろう。そして仮名が「三郎」なら、この人物が「源三郎」と呼ばれていたとしても不思議ではない。二神源三郎とは、この吉金氏から二神豊前守家を継承した通将のことだったと思われる。

元和六年(一六二〇)に伊予松山城主加藤嘉明の家臣・河口玄良によって書かれた『海南漂萍秘録』^⑨によれば、二神隼人・同孫右衛門・同新左衛門・同修理・同和泉など宅並二神衆が風早ノ衆に入っているのに対し、二神豊前守は吉金神二郎や新田大炊介とともに宇和喜多浮穴山方

衆に入っている。二神豊前守が宅並二神衆より吉金氏や新田氏と近い関係にあったことを示しているだろう。

さて、二神通将が継承した二神豊前守家とは、どのような家だったのだろうか。二神豊前守は「二神司朗家文書」において二度ほど出現する人物である。そのひとつに長享三年(一四八九)二月五日河野教通安堵状(卷子二一七―一)がある。この文書は「片山二神家文書」に類似文書(県史一五三九号)があり、こちらのほうが元の形に近いと思われることから、「片山二神家文書」のものを引用したい。

【史料4】

二神豊前守一跡諸従之事

隼人佐相統不可有相違、同所領等之事、任当知行之旨、可令領掌之状、如件、

長享三年二月五日

刑部大輔

二神藤左衛門尉殿

ここでは「二神豊前一跡諸従(所従)」を二神隼人佐が相続しているところ。この隼人佐は時代が異なるため、天文期の隼人佐通範とは別人である。宛所が二神左衛門尉となっており紛らわしいが、相続者と宛所が異なるということは考えられないため、隼人佐と藤左衛門尉は同一人物だろう。そして相続者が「藤左衛門尉」を名乗っていることから、豊前守家とは惣領家である左衛門尉家だったと思われる。通将が「源左衛門尉」と名乗っていたのも、代々「左衛門尉」を名乗る豊前守家を継いだためだろう。

通将が継承した二神豊前守家が惣領家だとすると、時代的には二神信濃守(家真)の跡を継承したと考えられる。また「二神某ノ口上書」によれば、二神某の祖父が信濃、父が長門、叔父が豊前^⑩とし、信濃守が宅

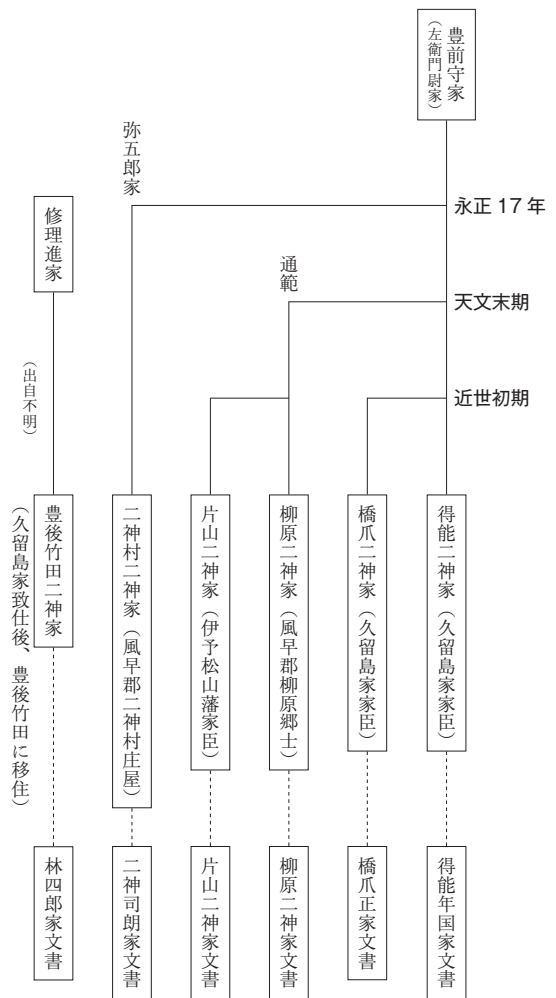
並城を居城としていたのに対し、長門守は「高之山」（高山城のこと、雄甲山・雌甲山からなる。松山市善応寺（河野高山）の城主となり、豊前守は「鹿嶋ト申海中之城」（松山市北条辻）となつて^②いる。豊前守も長門守も宅並城を居城としていないことから、天文伊予の乱によって没収された可能性が高い。ちなみに長門守は片山二神家に伝わる「二神氏系図伝書略記」などから、隼人佐通範を指していると考えられる^③。

天文伊予の乱によって、信濃守の所領と所従は隼人佐通範に宛行われたが、このことは二神家の惣領の地位を継承したものでなかったのではないだろうか。史料1により「家督職」というものがあり、天文末期に隼人佐を含む二神衆中へ還補されていることから、家督職（惣領職）は別人に与えられたと推測される。おそらくこの家督職を継いだのが、二神源三郎通将だったので

ないだろうか。通範が信濃守の所領を宛行われた翌年、天文十六年（一五四七）三月十八日に、二神源三郎は河野弾正少弼通直より「和氣郡一部之内壱町（久枝郷友近名カ）」が宛行われている（卷子一―一八）。つまり信濃守の所領と所従は通範に、豊前守家という二神家督職と新たな所領は通将に与えられたのかもしれない。

天文伊予の乱の終結が天文十二年（一五四三）であるが、その八年後の天文二十年（一五五一）頃より、再び河野家の内紛があったことが確かめられる。川岡勉によると天文二十年から二年間、河野氏の発給文書は河野弾正少弼通直のものと、河野左京大夫通宣のもの併存状況が見られるという。また足利義輝御内書（県史一八九〇号）も河野宗三郎通宣に宛てて「対父弾正少弼及鉾楯之旨、有其聞之条、以外不可然候」と述べており、通直と通宣のあいだで対立があったことは間違いないだろう。

この内紛に二神家も巻き込まれており、天文二十一年十一月十八日に



系図 4 二神氏の分派の過程と所蔵文書名

河野左京大夫通宣より安堵された二神源三郎の所領が、その六日後の十一月二十四日には「二神源三郎分」として河野弾正少弼通直より二神兵庫助に宛行われている。またこの頃から「宅並二神衆」が史料で見られるようになり、通宣が源三郎に所領安堵した前日に、鴨部郷新田分の代所として新田弥九郎知行分を宅並二神衆に与えている（「片山二神家文書」県史一七八〇号）。

これらのことから、二神兵庫助が通直方についていたのに対し、二神源三郎や宅並二神衆が通宣方についていたことが窺える。弥五郎家が宅並二神衆にいないのは、このためであろう。また正確な時期は不明ながら、二神豊前守家を継いだ源三郎通将が持っていたと思われる二神家督職が、通宣よりほどなく宅並二神衆に還補される（史料1参照）。これは源三郎通将が河野通宣方から通直方へ乗り換えたためではないだろうか。

『予陽河野家譜』によると、天正七年（一五七九）に織田家と通じて

羽柴秀吉の陣営に下った来島村上通康が、風早郡鹿島城代であった二神豊前守とともに計らって、池原通成を誘い出してだまし討にしようとしたが失敗し、池原氏に反撃されて来島城に逃れたという。天正七年にはすでに村上通康はこの世にいないため、矛盾のある記述ではあるが、何らかの事件を背景にした記録だろう。二神豊前守家が来島村上通康と結んで、河野家と対立していた時期があったのではないだろうか。

そして、上記のような事件があったことにより、二神豊前守家は来島村上家に仕えるようになったと思われる。そのことを示唆するのが、「豊田藤原氏子孫系図次第」の二神九郎五郎種の「寛正六年九月六日、於予州道後討死畢、自細川勝元感状有之、久留島信州家臣一族所持之」という注記である。久留島信州とは豊後森六代目藩主久留島信濃守通祐（二七三八〜一七九一）のことを指し、「久留島信州家臣一族」とは、二神伝兵衛種則を祖とする久留島家老の得能二神家を指していると思われる。二神伝兵衛種則とは、来島村上通康の時代、すでに来島家に仕えていた人物である。伝兵衛の家はのちに豊後森二代目藩主久留島通春の五男通音が婿養子に入って跡を継ぎ、得能主水種春と改名して家老の席に列なった。

九郎五郎の注記は井付（湯築）合戦に関するものであるが、戦死した二神九郎五郎は惣領家の人物と考えられる。本来は惣領家もっていると思われる古文書を、得能二神家が所持していたことから、この得能二神家こそが豊前守家（惣領家）だったと言える。得能二神家の文書は「得能年國家文書」として伝わっているが、残念ながら得能主水種春以前の文書は残っていない。そして「二神司朗家文書」にある収集文書の多くは、得能二神家より写しを取ったものと思われる⁽⁶⁵⁾。

さて、天文末期の内紛を経て、二神一族は宅並二神衆として二神隼人佐通範を中心として再編された。弥五郎家も一時は河野通宣と対立していたものの、内紛終結ののちは河野通宣のもとに戻っていたようであ

る。河野牛福の仮名書出などが残っているのは、そのためだろう。天正十三年（一五八五）、羽柴秀吉による四国攻めが始まる。このとき二神一族を中心に宇佐美・目見田・尾越などの難波衆が風早郡高穴城に立て籠もり、羽柴方の小早川隆景を迎え撃つも、その猛攻の前に城は落とされた。

終章 中世二神氏の性格

「二神某ノ口上書」や「豊田藤原氏子孫系図次第」などにより、長門豊田氏が二神島に移って来て、二神氏を名乗ったことにより始まったと考えられてきた。しかし実際には長門豊田氏が忽那諸島で活動する以前より、二神島には二神氏がいたと思われる。そして確認できるだけでも黒子二神家・多□井二神家・豊田二神家・吉金（新田）二神家と、さまざまな家に相伝されつつも、二神家としての連続性を中世を通じて保ってきた。

中世後期の二神家は、風早郡粟井郷の贄氏と何度も縁戚関係を結ぶなど、深い関係があったことを確認した。また室町時代には伊予国守護であった河野通之の娘を妻とするなど、河野氏との関係を強化していくが、その背景にも吉金氏との関係があったのかもしれない。なぜなら吉金氏は得能氏を通じて河野通之と縁戚関係だったためである（注59参照）。

戦国時代の二神家は寛正伊予の乱、天文伊予の乱、そして天文末期の動乱など、何度も危機的な状況を経ってきた。特に天文期は惣領家が二度も所領没収されたことが窺われるものの、二神通範を中心とした宅並二神衆に家督職が還補され生き残ってきた。四国征伐により主家である河野家が滅亡したのちも、風早郡を中心とした伊予国の各地において有力者として続いていったのである。

二神氏とは何だったのだろうか。二神氏は宇佐八幡宮との関係が深か

ったことが窺え、吉金氏（贄氏）との関係も踏まえるなら、二神氏は神人・供御人の系譜であった可能性が考えられる。二神村二神家は近世初頭に忽那島吉木村の溝田家に養子を入れるが、溝田家が中世において神人であったことは、忽那庄の給田である寺社領や神子免などを知行していたことなどから明らかである。二神氏の神人・供御人としての性格は、二神氏と宇佐八幡宮と防予諸島との関係や、粟井郷における贄氏の様相、忽那庄の溝田氏等について、今後の研究を深めていくことで、明らかにしていけるのではないだろうか。

注

- (1) 筆者は以前、二神家の系譜について考察した（『二神家における系図と系譜意識』『海の民ふたがみ』一五号、二〇一三年）。しかし、その内容には誤謬もあり、また、その後の調査によって未見の史料が見つかったことから、新たな発見等を踏まえて再考察した。なお、旧稿では系譜に関する内容のほか、系図の作成過程についても考察したが、こちらについては日本常民文化研究所編『二神司朗家文書 中世文書・系図編』の系図解題に、旧稿の誤謬を改め、新たに分かったことなどを踏まえてまとめたため、本稿では触れなかった。
- (2) 二神系譜研究会では「本島二神家」と呼んでいる。しかし、中世における二神一族の惣領家というわけではなく、呼称としてはふさわしくない。本稿では「地名＋二神家」で統一するため、「二神村二神家」とする。
- (3) 『二神司朗家文書 中世文書・系図編』の拙文において、柳原二神家を風早郡柳原村の庄屋とした。実際には柳原の地は在郷町であり「村」ではない。『愛媛県史』などでは柳原二神家を郷土とし、二神系譜研究会では大庄屋であったとしている。柳原二神家が庄屋であったことを示す史料は見つけられなかったが、各地の庄屋であったところから、風早郡の大庄屋であったのは間違いないだろう。ちなみに柳原の地に大きな一町ほどの屋敷地があったことから、二神系譜研究会では「土井二神家」と呼んでいる。
- (4) 伊予史談会文庫は一部松山経済専門学校（現・松山大学）に寄贈されたため、同史料群の写しは、現在、松山大学図書館に西園寺文庫（水文庫）「片山二神文書」として収蔵されている。
- (5) 伊予史談会本は伊予史談会文庫フー37、およびヤー3。畑中二神家は二神司朗家文書にもその名がみられる二神孫右衛門の子孫と伝えられている家で、近世以降は伊予国久米郡畑中村に居を構えた。景浦稚桃の写しが同家に伝わった由来は不明である。
- (6) 福川一徳「伊予二神氏と二神文書」『四国中世史研究』第6号、二〇〇一年。
- (7) 竹野孝一郎「大分市府内町林四郎氏所蔵二神文書および二神系図について」『玖珠郡史談』一二号、一九八四年。
- (8) 「片山二神家文書」に明治十年に愛媛県に提出した二神種徳・種成による由緒書は、内容的に「二神某ノ口上書」をもとに作成されていることから、これが「片山二神家文書」だったのではなかったかと思われる。
- (9) 伊予国において本領安堵の地頭は、忽那氏と河野氏と宇和郡の橋氏（橋薩摩氏）のみである。ただし橋氏は西園寺公経の圧力により、宇和郡地頭職を西園寺家に譲り、替え地として肥前国杵島郡長島庄などを与えられた。
- (10) 『忽那氏系図』には、忽那氏七代目の忽那重俊の子・助重の脇注に「松島地頭」とあり、『忽那嶋開発記』には松島の記載の脇に「初松島云、後改万世崇号二神」とある。
- (11) 石野弥栄「中世武士団の移住から見た二神氏について」『海の民ふたがみ』一四号、二〇一二年。
- (12) 当条に造伊勢太神宮（内宮）役夫工米未済注文が記載されており、そこに「周防国 津和地 沙汰人行能相向使弁済畢」とある。このことから石野は津和地島を国衙領だったのではないかとしている。
- (13) その他、柱島についても「鳥居大路文書」により、寿永三年（一一八四）頃に賀茂別雷神社領であった、忽那庄ではなかったことが明らかにされている。
- (14) 「吉木二神家文書」文亀元年（一一五〇）八月六日、今村通忠・村上吉重連署状（県史一五七七号）など。
- (15) 「二神司朗家文書」一五九号文書（近世文書のため『中世文書・系図編』には収録されていない。文書番号は『二神司朗家文書目録（一）中世・近世編』のもの）。
- (16) かつては相当数の文書を相伝していたが、十数年前の代替わりの際の混乱によってその多くが焼却されてしまった。先代の弟である久光氏

- の努力により、若干数ではあるが残されることになった。
- (17) 「宇都宮家旧臣性名書」(『宇都宮市史 第二卷 中世史料編』所収)。当史料は宇都宮氏が改易となった直後に作成されたものであり、宇都宮家の当主の家に相伝されてきたことから、かなり信憑性の高いものと考えられている。こうした被官関係がどこまで遡るが判らないが、中世末期の下野国の有力者に黒子氏がいたことは間違いない。黒子家の名字の地は、おそらく常陸国真壁郡黒子村あたりと思われる。
- (18) 『平安遺文』七卷三四一三号文書
- (19) 関東御教書「中野忠太郎氏所藏手鏡」『平安遺文』十卷五〇九六号
- (20) 西八幡宮御神体裏書には「敬白御正躰銘書留事 建久式年(一一九一) 歳次晩春四五全支干丙辰 豊田郡司藤原種弘 為息災延命無病安穩 泰平矣 生年五十二造之」とある。
- (21) 建久二年(一一九一)に、豊田種弘によって創建されたと伝えられる。
- (22) 同社の聖観音懸仏には「建仁二年(一一二〇) 壬戌七月廿三日乙丑 豊田太郎種隆」とある。
- (23) 「豊田家伝」(芥川龍男・福川一徳編校訂『豊田文書(西国武士団関係史料集七)』三一号文書)
- (24) 「綾延神社文書」には豊田種治に宛てた足利尊氏袖判下文が残されているが、この下文は「二神司朗家文書」や「片山二神家文書」などにも残されていることから、近世における写しであり、収集文書と思われる。
- (25) 金輪は金輪聖王のことであり、天皇を意味する。
- (26) 偽文書の作成の背景には、極めて合理的な動機がある。不自然さがあるというだけで偽文書とするべきではない。後世に作成されたものであれば、署名は「豊田種□」とすることはあっても、「豊田家□」とはしないだろう。
- (27) 鎌倉時代の鎮西探題引付衆に、豊田太郎兵衛尉家綱という人物がいたことが確認される(鎮西引付衆「薩藩旧記前編七」、正安二年八月二日鎮西御教書案「肥前国実相院文書」など)。豊田家綱がどのような人物か不明ながら、諱に「家」の字があるのは興味深い。
- (28) 宅並城の北側の麓には「大門」などの小字が残り、向かいの丘陵の麓には「上屋敷」「下屋敷」等の小字が残っている。この「上屋敷」「下屋敷」宅並城主の屋敷があったと思われる、その背後の丘陵の尾根沿いに宇佐八幡神社がある。
- (29) 「片山二神家文書」。同じ写しが「二神司朗家文書」(『中世文書・系図編』参考史料)、西条市丹原「綾延神社文書」(愛媛県西条市丹原町田野上方)にも伝わっているが、「二神司朗家文書」のものは年記が「建武式年」となっている。
- (30) 貞和は六年(一一三五)に観応に改元したが、足利直冬は幕府に對抗して、改元から約一年四ヶ月のあいだ貞和を使い続けた。
- (31) 「出雲鰐淵寺文書」(鰐淵寺文書研究会編『出雲鰐淵寺文書』法蔵館、68号文書)
- (32) 軍忠状を中心とする直冬から忽那氏宛の文書は、特に貞和六年・七年に集中し、正平一三(一一三五八)まで続いている。これらはすべて「忽那家文書」である。
- (33) 卷子のなかには天正期以降のものも入っている。年号の判るものでは元和以前のものは中世史料として扱う。
- (34) 惣領家と予州家という区分はのちの時代のものであり、最終的な勝者となった側が惣領家と呼ばれるようになった。
- (35) 福川前掲書。
- (36) 網野善彦「伊予国二神島をめぐって」(『歴史と民俗』創刊号、一九八六年)
- (37) 網野は浦・泊を集落と捉えているが、集落とは限らず、地域名と考えるべきであろう。
- (38) これら三つの名田名は、地名ではなく現名主の名前のため種長名と呼ばれていた可能性が高い。固有名詞化されていたのではなく、このときの名主の名前で呼んでいたものと思われる。というのも種長名は、種長署名の文書で「自名種長」などと書かれているためである。
- (39) 夏年貢等注文(卷子三―三)において、六名の名主の名前が種長のところだけ「藤左衛門尉」となっていることから、この藤左衛門尉は種長であると確認できる。
- (40) 網野は居屋敷が二つあったとしているが、安養寺寺領等注文・家子衆田島注文(卷子三一―五)では「泊之屋敷」「浦之屋敷」とあり、居屋敷は浦の屋敷のみであった。
- (41) 「高野山上藏院文書」一三六号『愛媛県歴史文化博物館研究紀要』一三号、二〇〇八年)
- (42) 『愛媛県史 通史編 古代Ⅱ・中世』で、表にしてまとめられており、『中世文書・系図編』にも引用されている。

(43) 『中島町誌史料集 改訂版』では、永正三年の文書では発給者の名字はカッコ書きとなっているが、『愛媛県史 史料編 古代・中世』では諱の脇に小さく名字が付されている。

(44) また建武四年(一三三七)八月三日の豊田種治宛下文も、「二神司朗家文書」参考資料の建武二年(一三三五)八月三日足利尊氏袖判下文案と年号を除いて同じ内容であり、これを含めると五点の類似文書があることになる。下文については、愛媛県西条市にある綾延八幡神社にも同じものが伝わっており、竹野前掲書によると、二神修理進の子孫の家にも伝わっていたようである。いずれも写しであるが、現物は残っていないものの、修理進家に伝わったものも写しだったと思われる。

(45) だたし二神修理進は「二神司朗家文書」でも書状宛所に弥五郎とともに名を列ねたり、また弥五郎宛の書状にその名が見られたりと、弥五郎家と極めて近い関係にあった人物であることは間違いない。

(46) 山内治朋は「河野牛福通直の最初の版刻花押」(『伊予史談』三七九号、二〇一五年)にて、柳三・柳四号の河野牛福花押影が版刻花押の写しであること、また「二神司朗家文書」の元龜二年(一五七一)河野通直(牛福)宛行状にしかみられない牛福初期の花押と形状が同じであることから、これらの史料の信頼性を高めているとしている。しかし、近世には柳原二神家と婚姻関係もあった二神村二神家にある文書なら、それを参考にして写した可能性のほうが高いのではないだろうか。ただし版刻花押であることをどう解釈するかは、今後の課題となるだろう。また奉行人の袖判という異例の文書形態についても、山内は当時の房実の立場を如実に反映したものとしているが、本文で述べたように同日・同内容のものが異なる形式で発給されたとは思えない。

(47) 嘉永五年(一八五二)文月廿四日二神豊助宛武智豊前守盛陳書状「畑中二神家文書(二神俊一家所蔵文書)」

(48) 伊予史談会文庫イ・1・8

(49) 『予章記』では、諱の「義」の字は足利義満の偏諱としているが、この時代に將軍家の通字である「義」の字を与えたとは思えない。また当該期において偏諱の字を下に付けたというのも考え難い。死の間際の手紙には「通能」と署名しており、偏諱を賜って使わないはずがない。おそらくは通義を権威づけるために偽作された伝承だろう。

(50) 『平致宿禰系図外八本』(伊予史談会文庫オー47)所収。

(51) 巻五九〇には「于時貞和式年乙酉二月卅日 於二神島八幡宮御前修覆畢」とあるように、貞和二年(一三四六)にはすでに八幡宮があるこ

とから、これが再建であったことが判る。

(52) 河野氏奉行人連署奉書「忍那家文書」(県史一四二八号)

(53) 同合戦における大内政弘の感状が残っている。(県史一四一八号)

(54) 「河野一族中氏系譜」では、井付合戦の直接の合戦相手は「土居二郎政道」とある。政道の「政」という字は將軍足利義政の偏諱でなければ、諱に使うことは憚られるだろう。そして將軍から偏諱を賜うということは、守護クラスのそれ相当の身分の人物ということになる。『応仁記』や『細川勝元記』では大内氏と上洛する「河野四郎政通」という人物が見られ、山内譲はこれを河野通春に比定した(山内譲『中世瀬戸内海地域史の研究』第三章 応仁の乱と守護勢力の分裂)。「土居二郎政道」という人物も、この河野通春を指しており、河野氏と対立したことを隠蔽するために名前を変えて記述したと思われる。

(55) 弾正少弼通直と通政(晴通)は父子だったことが指摘されている(西尾和美「中世伊予河野氏の婚姻関係と権力の変遷」『戦国期の権力と婚姻』清文堂出版、二〇〇五年)。西尾は史料で「河野父子不会」(天文十一年七月五日大館晴光奉書「大友家文書録三」など)などと書かれていることから、養子の可能性を指摘しつつも実子であるとされた。ただし養子の可能性が残されているなら通政(晴通)が予州家の人物だった可能性も捨てられないと思われる。

(56) 川岡勉は『予陽河野家譜』に見える通政・通賢の名は確かな史料には認められず、また天文伊予の乱後も通直は当主のままであり、後見人という立場ではなかったと指摘している(川岡勉・西尾和美「伊予河野氏と中世瀬戸内世界」愛媛新聞社、二〇〇四年)。

(57) 「豊田藤原氏子孫系図次第」では「家直―家真―種―通範」となっているが、『中世文書・系図編』の系図解題で明らかにしたように、通範が系図を作成した段階では、「家真」で終わっていた。つまり「種―通範」以降は後代に書き足したものである。当然、系図の最後の人物は、作成者本人かその父と考えられる。この系図全体の信頼性は薄いものの、作成者の近親者である家真が二神信濃守であったことは間違いないだろう。

(58) 『平致宿禰系図外八本』(伊予史談会文庫オー47)所収。

(59) 得能通範は、後醍醐天皇のもとで活躍した得能通綱の子孫であり、同家は「浮穴館」と呼ばれ、戦国時代まで活動していたことが確認される。通範は通綱より数えて五代目で「河野系図(得能通忠本)」によると母は河野通亮妹であり、姉は河野通之妻、妻は新田義宗女であるとい

う。通範の母が河野通堯妹であることは、「河野系図(天徳寺本)」(『平致宿禰系図外八本』所収)でも確認することができる。

(60) 愛媛県立図書館に写しが所蔵されている。おそらく伊予史談会によって写されたものと思われる。

(61) 「叔父」ということは、豊前は長門の弟ということになる。しかし豊前守は惣領家の官途であり、また豊前守(従五位下相当)のほうが長門守(従六位下相当)より位が高い。弟の方が位が高いというのは不自然であり、通範の子孫である二神某は自らの正統性を主張するため、あえて叔父と表現したのではないだろうか。

(62) 「二神司朗家文書」の二神弥五郎宛、二神左馬助種康書状(卷子2-11)には、「(八五郎の)御ちん(陣)へも肴をもたせ候て、かしま(鹿島城)への人もわれらより上申候、甲山(高山城)へもしをさかな(塩肴)やり申候、(中略)、又それ(修理殿)へもめはるかす(鮓粕カ)相進候」とある。この「かしま」が豊前守通将、「甲山」が長門守通範だったと思われる。

(63) 『中世文書・系図編』系図解題参照

(64) 二神伝兵衛種則は「巖島野坂文書」の村上通康書状・村上通康家臣連署書状(県史一七三二・一九八八号)や、「田村文書」の大友宗麟書状『増補訂正編年大友史料』二一巻二六九・二七〇号などにその名を見ることができる。

(65) 得能二神家には伝兵衛の孫の代に分かれた分家(橋爪二神家)があり、文政年中に二神村庄屋(二神村二神家)の二神種章と接触しており(一九七号)、こちらの家が二神家の中世文書を持っていたのかもしれない。

(66) 「忽那とら家文書」にある正和五年(一一三一六)忽那島損亡検見目録(県史四七三号)において除分となっている給田には、八幡宮、三島新宮、客天神、馬頭、瀧宮などがある。時代は離れているが、「吉木二神家文書」の長祿三年(一四五九)六月朔日忽那通則安堵状(『中島町誌史料集 改訂版』に収録されているが、翻刻に誤りがある)では、該当すると思われる八幡宮・馬頭宮(現桑名神社)・三嶋宮・瀧宮・天神宮などが、溝田中務に安堵されている(ただし忽那通則の花押は近世に書かれたものだろう)。また同史料では「神子之免」なども与えられていたことが判る。